

解

說

一 総 説

- (一) 本書の編集方針
- (二) 本書の特色

二 古代編

三 中世編

- (一) 鎌倉時代
- (二) 南北朝・室町時代
- (三) 戦国時代
- (四) 宗教と文化

四 別編・別冊

- (一) 出土文字史料
- (二) 系図

(一) 本書の編集方針

本書には、『裾野市史』第二巻資料編「古代・中世」として、旧駿河国駿東郡域に関係する文字史料を収めた。採録の下限は、天正十八年(二五〇)七月末とした。本書が、採録範囲とした駿東郡とは、厳密には近世になって確定された(正保元年・一六四、幕府による国郡図の作成など)名称であり、郡域である。古代律令制のもとで、駿河国東部に位置するこの地域は、駿河郡と命名されており、駿東郡という郡名の史料上の初見は、戦国時代の天文二十年(二五二)である。その間、中世にあって、いつ駿河郡から駿東郡に改称されたかは、現在のところ明らかにしえない。また、おそらく、その間には多少の郡境の移動もあったと考えられる。しかし、基本的には、近世の駿東郡域が、古代の駿河郡域を踏襲するものであったことは、いうまでもない。本書は、そうした歴史的にほぼ一貫した郡域を「駿東郡」として採録範囲とすることとした。

現在の行政区画としての裾野市域は、昭和四十六年(二〇二)の市制施行によって確定したものである。その市域は、駿東郡のほぼ中央に位置する。歴史的にこの市域において展開した人々の営みは、いうまでもなくこの市域内だけにどまっていたのではなく、市域外の広い範囲を舞台とするものであった。しかし一方では、とくに古代・中世にあって、人々は、山川や海浜によって生産活動や生活を規制されたり、逆に促されたりして、一定の生活圏や交流の範囲を形作っていた。また、旧国郡制といった人為的・行政的仕組みによっておのずからその社会・文化圏が形成され

る面もあった。

とくに駿河国は、畿内を中心とした西国からみて東国との境にあり、鎌倉を中心とする関東・東国からみると西への玄関先に存在するように、東西日本の接点に位置し、その両方面からの影響を強く受けることが多かった。とりわけ駿東郡は、そのなかでも東端に位置し、甲斐国・相模国・伊豆国と接する国境の郡であり、周囲の動向を抜きにして存在しえなかった。ところが一方では、西から北にかけて愛鷹山と富士山が聳え立ち、北側は峠によってわずかに通行しうるような険しい山並が続き、東は箱根の外輪山に遮られ、南に駿河湾が広がり、一定の隔絶した世界にあっていってよく、人々は、その中央をほぼ南北に流れる黄瀬川の流域に開ける平地に主として居住し、生産活動を行っていた。このような地理的位置と地形的環境をもつ駿東郡は、一定のまとまりをもつ一つの地域として存在し、そこには、おのずから固有の特色ある歴史が営まれていたといえる。本書が、『裾野市史』でありながら、市域を大きく越えて、駿東郡域に関係する史料を採録・編集したゆえんはそこにあるといってよい。

史料の採録は、そうしたことから駿東郡域の地名のみえるものに限定したが、主として裾野市域に拠点を置いて活躍した葛山氏と大森氏については、地名の有無にかかわらず収載した。もっとも、大森氏については、相模国小田原に拠点を移して以降についてはその限りでない。また、歴史的に伊豆国との国境や富士郡との郡境が必ずしも一定しておらず、それがため、史料上の記載が他国・他郡であっても駿東郡に属した可能性も考えられる地名については参考として収載した場合がある。

採録は、原則として駿東郡域に関係する部分を抄録する方式をとった。なお、軍記・戦記物などの典籍史料で、ほとんど同内容のものを採録している場合があるが、これは、葛山氏など、この地域に深く関係する人名などの表記や

年次に異同がみられ、参考に供することを目的としたものである。和歌・連歌などの採録については、実景歌であることが明らかな場合に限った。それゆえ、浮島ヶ原・愛鷹山・富士山・足柄山など歌枕としてのみ詠まれたものは除外した。金石文は、市域内所在のものは全て収載し、郡域内に所在するものについては、地名・寺社名などがみえるものに限定した。

収載史料は、原則として編年順に配列した。年次未詳史料については、史料中の人物の没年や内容、あるいは史料の成立時期などを検討して配列した場合がある。また、関連の深い史料に便宜合わせ収めた(合叙)場合もある。それらについては、可能なかぎりその都度説明を加えておいた。

史料は、大きく古代編と中世編とに区分し、中世編にあつては、主として活用の便をはかつて、鎌倉時代、南北朝・室町時代、戦国時代の三つの時期に区分した。古代と中世との時代の区分は、源頼朝が、伊豆国の山木館襲撃によって平家追討の兵を挙げた治承四年(一一八四)八月にもとめた。これは、日本史上において初めて、畿内以外の鎌倉の地に武家政権が樹立される起点となった政治的事件であり、この駿東郡においても、この年黄瀬川宿や大岡牧・藍沢宿などで源平両軍の軍勢が集結・衝突するなど、歴史の大きな転換点となったと考えられる事象が相次ぎ、古代と中世を分かちつ画期にふさわしいと考えたがためである。

中世における、鎌倉時代と南北朝・室町時代との画期は、鎌倉幕府滅亡の元弘三年(一一三三)五月とした。これは、そのごの建武新政の樹立、南北朝内乱の勃発、室町幕府の成立といった時代を画する激変が続き、この駿東郡域においても、同七月後醍醐天皇による大岡荘の地頭職の補任が行われ、またこの年、泉荘・佐野荘(郷か)が足利尊氏の所領に数え上げられるなど、この地域が新しい体制に組み込まれていったと考えられるからである。次に、南北朝・室町

時代と戦国時代との画期は、伊勢長氏（北条早雲）が興国寺城々主となったと伝えられている長享元年（只七）とした。この以前より、駿河国の守護家であった今川氏に内紛が引き起り、早雲の援護によって新しい当主となった今川氏親が、この年初めて文書を発給し戦国大名への道を歩みだす。そして、早雲が、その功によって興国寺城々主となつたとされている年である。早雲は、この興国寺城を足掛かりとして、こののち葛山氏らとともに伊豆国に攻め入り、堀越公方足利茶々丸を追い落とし、これまた戦国大名に成長していく。また、こうした早雲の興国寺城々主であった経緯が、こののち、北条氏の駿東郡侵攻の根拠とされ、十数年に及ぶ北条氏と今川氏との富士川以東の地をめぐる攻争（いわゆる河東一乱）をもたらし、天文二十三年（五五〇）の北条・今川・武田氏のいわゆる相駿甲三国同盟を生み出したともいえる。まさに、この地域における戦国時代の幕明けにふさわしい時点といえよう。次に、戦国時代のおわり、中世の下限を天正十八年（二五九）七月末としたのは、次の史実による。すなわち、天正十八年七月、豊臣秀吉によって、小田原城が開城され、戦国大名北条氏は滅亡する。そして、駿河国を含む五カ国を領国としていた徳川家康が、八月に江戸に入部し、関東八カ国を支配することとなり、この駿東郡には、豊臣系大名が配置されるといったように、新しい支配体制が整ったことに着目するがためである。こうして、この地域に中世の幕がおろされたのである。

なお、年次記載のほとんどみられない古代の木簡などの出土文字史料と、この地にかかわる諸氏の系図類については、編年史料と区別し、別編及び別冊付録として一括収載した。

次に、収載史料には、一点ごとに、年月日を明示し、駿東郡に関わる内容の要約文（要文）を立てた。年次未詳史料については、できるだけ時期を特定するようにし、全体として、要文がこの地域の年表を兼ねるように配慮した。なお、市史の性格上、要文が必ずしも史料全文の要約文でないことは了解されたい。史料にはすべて通しの史料番号と

史料名(文書名)をつけ、その下に、その所蔵者または文書群名・出典と、市史編さん室が調査し、または編纂に携わった委員が原本を実見した史料については、所在地・所蔵機関を双行で示した。史料名と出典が同一の場合は、その表記を省略し、また、東京大学史料編纂所架蔵の影写本・謄写本・写真帳や、既刊の活字本によった場合は、所在地・所蔵機関の表記は省略した。巻末に出典一覧を付したので、底本はそれによられたい。所在地の表記は、静岡県内のもは県名を省略した。また、駿東郡内のもは、旧大字(おおあざ)まで記し、それ以外のものについては、市町村名までにとどめた。

史料本文の採録にあたっては、可能なかぎり原本に従ったが、その表記の細部については、凡例を参照されたい。次に、収載史料の内、裾野市域内所蔵文書、同市域内の地名のみえる史料、および大森・葛山・御宿氏関係の史料については、原則として読下し文を付した。また、難読の漢文体史料についても適宜読下し文を付した。読下し文は、現代仮名遣いを用い、原文の誤字・脱字などを改めた。ただ、漢字・仮名交り文の史料の読下しは行わなかった。また、裾野市域に直接かわる史料については、所蔵者(機関)の許可の得られたものに限り、採録した史料の写真を掲載した。その際、スペースの関係で部分掲載となったり、裁断・接続などの加工を施したものがあつたことをお断わりしておく。

次に、すべての史料を対象に、出典・人名・地名・歴史的用語・難解な語句については、原文に注番号をつけ、註記・説明を加えた。ただし、出典の解題については初出にのみ、歴史的用語・難解な語句については、原則として各時代・時期での初出にのみ付した。ただし、後出の際、必要に応じて初出の史料・注番号を掲出し、参照の便をはかった場合がある。人名・地名については、その都度実名や現在地名を註記した。なお、ほぼ同文の史料や、合叙史料

については、再度の註記・説明は省略した。

註記・説明の際、旧国名に、一々現在の都道府県名をあてるとはしなかった。それらについては、本書付録の全旧国名図を参照されたい。同じく、古代・中世の和年号についても、西暦年次は付記しなかった。付録の年代表を参照されたい。また、地名については、きわめて著名なものや頻出するもの、あるいは現市区町村名と表記が同じものについては、その現在地名の付記を省略した場合がある。人名については、原則としてその出自・系譜関係・その時点における社会的性格などの註記・説明にとどめたが、『裾野市史』という本書の性格上、そこにおのずから精粗がみられるのは了解されたい。

なお、本書編さんに際して、快く史料の調査と本書への掲載を許された所蔵者(機関)各位と、史料収集・調査に何かと便宜を与えられ、御教示をえた静岡県史・山梨県史及び小山町史の各編さん室に、記して感謝の意を表す次第である。また、先行して刊行された『静岡県史料』『御殿場市史』『小山町史』『静岡県史』には何かと参考にさせていただいたことを付記しておく。

(二) 本書の特色

本書収載史料を通じての各時代・時期の概要・特色については、それぞれ順次後述されるので、ここでは、古代・中世の全編を通じての特色を摘記しておきたい。

特色の第一は、日本全体のなかでもきわめて重要な位置を占め、郡として一定の広がりをもちながらも、地理的・社会的に一体の地域として存在した駿河郡・駿東郡の、千年余にわたる長い期間の、現在に伝えられている文字史料

が、編年順に一括、集成されているところにある。そこには、時代や時期によって異なる独自の動きがみられ、地域ごとの多様な営みが読み取れるとともに、時代を越え地域を越えた固有の特色のある歴史が窺えるであろう。それは一例をあげれば、交通にかかわる史料が古代・中世を通じて多くみられることに端的に示されている。東西日本の接点に位置し、東海道あるいはそれに准ずる幹道が、郡の中央を南北に縦貫していることによって、人々の生産活動や生活は、それとのかかわりを抜きにしてはなりたたなかったであろうことを物語っている。それがまたさまざまな政治的・社会的・文化的動きの手立てとなり、郡を一つの世界として結びつけ、振幅の激しい歴史を創りだしてきた原動力ともなったといえる。本書収載史料は、そうした様子を具体的に多岐にわたって示しているであろう。

第二には、本書が、一地域の史料集でありながら、日本史上における時代や時期の節目となった重大事に関わる史料が数多く収載されていることである。先述した中世すなわち鎌倉幕府成立の起点となった源頼朝らの挙兵の史料に始まって、日本三大仇討ちの一つに数えられている富士山裾野における曾我兄弟の仇討ちに関する史料、あるいは南北朝内乱の序幕となった竹之下合戦についてや、それに続く佐野山・藍沢原・車返での合戦など、内乱期を通じての主要な合戦にかかわる史料などが収められている。さらに、中世の社会経済の仕組みを特徴づける荘園・公領制が変質していく室町時代においては、鎌倉田覚寺領であった佐野郷をめぐるの鎌倉公方・関東管領・守護今川氏など、在地領主として成長しつつある大森・葛山氏などとの角逐の様子をしめす史料なども収載されている。さらに、先記したごとく戦国時代の幕明けとなった北条早雲の挙兵史料や、今川氏と北条氏との国分(くにわけ)の相剋となった河東一乱にかかわる史料、そして最後には、戦国時代の終幕を告げる豊臣秀吉の小田原攻撃直前の緊迫した情勢を物語る史料などがみられ、総じて、本書の諸史料によって、日本の古代・中世の歴史の大筋が理解しうるのではないかと

第三の特色は、この地域を舞台として活躍した在地の諸勢力の動向を明らかにしうることであろう。とりわけ、裾野地域に城館を構えた葛山氏については、鎌倉幕府三代將軍源実朝の近習として渡宋を企て、実朝の死によって挫折したあと、出家して紀伊国由良荘に興国寺を建立した景倫(願性)に関する史料をはじめ、室町時代の足利將軍家奉公衆としての動静を示す史料、さらには、戦国時代における北条・今川・武田氏といった隣接する巨大な戦国大名の狭間にあって、その複雑な去就を示すものから、その滅亡に至るまでの史料など、ことこの地の葛山氏に関する史料は、悉皆的に集積されていることである。そこには、数多くの新出史料が含まれている。もちろん葛山氏以外にも、その一族として前後あるいは並行してこの地の支配に大きな影響力を有した大森氏や御宿氏についての史料も収められており、全体として、この地域における在地の政治的動向が把握できることである。

第四には、主として戦国時代のことであるが、郡内諸地域において多様な活動を行っていた在地住民の史料が集成されていることである。その多くは、やはり南北に伸び、甲斐や相模国との往還道として多くの人々が通行し、物資が行ききした交通路にかかわる仕事に携わっているが、それら以外にも、轆轤師・鋳物師・石工などの職人や、欠落(かけおち)をする農民など、戦乱のなかで生きる人々の生活や生産活動のさまが断片的ながらも諸史料から窺える。

第五には、宗教・文化に関する史料が集成されていることである。この地域の周辺には、箱根・三嶋・富士浅間といった大社が存在し、とくに富士浅間信仰は、身近な存在であるだけに郡内に多くの勧請社が存在し、それらにかかわる史料も少なからず散見される。また、遠方からの参詣者に関する史料もみられ、宗教世界ともいえる中世社会の様相の一端が窺われる。仏教関係では、禅宗と日蓮宗関係の史料を中心として、他の諸宗派に関係する史料も少なか

らず収められている。とくに、沼津の光長寺については、甲斐国勝山に伝来した著名な年代記である「勝山記」の記事によって、その動静が窺われ、この地域に浸透する法華信仰の広がりなども知られる。文化の面では、古代以来多くの歌人や文化人が、富士山や足柄山の名勝に誘われて、この地を訪れたり、通行しており、その折りに、さまざまな詩歌や紀行作品を残している。特に戦国時代に、連歌師宗祇が裾野市の定輪寺に葬られたこともあり、宗長など多くの連歌師が訪れている。また、葛山氏広・氏元は、駿府(静岡市)の館ではあるが、たびたび歌会を催しており、また、歌道に弟子入りする史料などがみられ、武家ではあるがその素養は高いものがあつたことが窺える。

以上、五点にわたって、本書の特色というべきことを記したが、本書を利用されることによって、さらなる特色や意味をみいだしていただければ、編纂に携わつたものとして望外の喜びである。

(有光友學)

二 古代編

古代において、現在の裾野地域はまだ行政区画としては確立しておらず、当地域は奈良時代以降、駿河国駿河郡として一つの歴史的世界を構成していた。さらに、関係史料が他の時代に比較して決定的に少ないうえに、中央側の史料が多く、考古学的遺物を除けば在地に残された史料はほとんど皆無である。こうした理由により、古代編の史料採録は、原則として駿河郡(後の駿東郡)関係の史料を網羅的に採録することとした。中世との年代区分は、治承四年(二二〇)八月十六日、すなわち源頼朝の山木館襲撃前夜までとし、奈良時代以前については神話・伝承的な記事も一部採用した。文献史料は原則として記載内容の年次に従って、編年で配列したが、文学作品などは成立年代にかけて収めたものもある。墨書土器や木簡については別編にまとめたが、年代が記載されているものについては、編年の中に

要約文(要文)を立てた。漢文体の史料には原則として読下し文を付したが、事項羅列的な史料は原文のままとした。編纂史料については註の冒頭に簡単な解題を付した。史料の採録に当たっては『小山町史』第一巻原始古代中世資料編および『静岡県史』資料編4古代を参照した。

古代史料の採録原則は前述のとおりであるが、頻出する地名としては富士山と横走・足柄などがある。

まず、東麓が裾野地域に含まれる富士山関係史料については、古来から歌枕として詠まれることが多く、和歌の占める割合が高い。しかし、他の歌枕と同様、都で現地を想像して詠んだ歌が多く、恋愛感情の比喻として類型化しており、当地を考察する史料としては具体性を欠くことから、それらは原則として採録せず、駿河郡域を経過し、現実に富士山を見て詠んだと思われる歌のみに限定した。ただし、噴火記事については、文学作品であっても、当時の富士山の様子を示すと思われるものは採録した。

また、交通の要地としての性格を示す史料も多く掲げたが、「横走(関)」については富士山と同様に、現実に駿河郡域を経過したことが確実な歌のみに限定し、「横走(関)」と深い関連を有する「足柄(関)」については相模国に属するので除外した。

なお、天平年間の「駿河国正税帳」などによれば、駿河郡内を東海道が通過し、横走駅で相模国と甲斐国への道に分岐しており、多くの人々や物資が往来したことが確認できる。そのいちいちを収載することはしなかったが、当地がたとえ通過点にすぎなかったとしても、こうした人や物資の流通が、律令国家の成立により活発化し、当地の歴史にも大きな影響を与えたことは確実である。

駿河郡域は、富士山の東麓にあり、東・西・北の三方を山で囲まれてはいるが、北の足柄峠を越えれば、関東に抜

けることができ、交通上の要地に位置する。この地域の歴史的特質は、こうした富士山の裾野という立地と関東への交通上の要地という二つの地形的条件を抜きにしては語るができない。

駿河郡域についての奈良時代以前の記述は後世的、断片的であり、その多くを知ることはできない。わずかに「国造本紀」や古墳築造の動向、奈良時代における木簡の氏族名表記などから推測が可能なだけである。それによれば、伊豆半島を含め、富士川より東は一つの政治勢力により統一されており、後に大和政権からは「するが珠流河国造」という地方行政官として支配を認められていた。この国造任命の時期は成務天皇の時代と後の史料には記されるが（史料番号二、以下番号のみ記す）、兵士や船の徴発など、支配が実体化するのは、朝鮮半島状勢が緊迫化する継体朝以降で、六世紀になってからと考えられる。この国造の支配領域には、安閑天皇の頃、わかたえのみやけ稚贄屯倉という大和政権の直轄地が設定され、名称からすれば有力な皇子に対して貢納物を献上したことが想定される。後に駿河国や伊豆国の特産物となるあらかつお荒堅魚などがこの屯倉を経由して中央に派遣されたことが想定される（二、別編木簡）。また、うねめ采女の貢進も古くからの伝統であったと考えられる（一三）。裾野市内に所在したいくつかの古墳、たとえば茶畑字中丸の中丸・三ツ石古墳や深良字原の上丹古墳などは、珠流河国造の支配に属した中小首長の墓であったと推定される（資料編考古）。後の駿河郡内に居住した氏族名としてはかなざとねり金刺舎人部・わかとより若舎人部・みぶ壬生部・しひと春日部・しひと宍人部・やづめ玉作部・やづめ矢集部・つ膳（膳）大伴部・や矢田部・や文部・や車持部などが確認されており、いずれも部名が付されている。部名が多いことからすれば、令制以前には名前にちなむ職掌により大和政権に貢納奉仕するという体制、すなわち部民制に編成されていたことが推定される。吉備・毛野・出雲などの地域と比較するならば、当地域は大和政権に対して従属度の高い地域であつたと考えられる。

古墳群の動向からすれば、国造領域内部においても勢力の交替が存在したらしく、現在の富士市と沼津市を中心に二つの勢力が存在した。具体的な氏族名としては和邇部臣や金刺舎人・壬生直氏などが有力であった(七・一七、別編木簡)。やがて、天武天皇九年(六八〇)には伊豆国が駿河国より二評(田方評・賀茂評か)を割いて、分立する。さらに、藤原京の段階には「駿河評」の存在を示す木簡も存在するが(別編木簡)、「富士評」の存在はまだ確認されていない。奈良時代になると国造領域は富士地区と沼津地区の二大勢力により分割され、それぞれ富士郡と駿河郡となる。裾野市域はそのうち後者の駿河郡に属することとなる。

駿河郡は、律令制度によれば、全国を大きく八つのブロックの分けた地方行政区画(畿内と七道)のうち、東海道に属する。道とは諸国の国府を結ぶ同一名称の官道を中心に区分された行政区画のことである。東海道諸国のうち、駿河郡は駿河国に属する。律令制下の駿河国は、廩原国造と珠流河国造の支配領域を併合再編したもので、七つの郡から構成された。その東端に駿河郡は位置し、郡境は北の甲斐国、東の相模国との国境としても機能した。諸国の国衙には都から国司が派遣され諸郡の役人である郡司を統率した。郡司には現地の有力豪族が任命され、その定員は郡の規模によって異なるが、十一郷から構成された駿河郡は戸令定郡条によれば、五等級のうち三番目の中郡に位置づけられ、職員令中郡条によれば大領一人・少領一人・主政一人・主帳一人の合計四人から構成されることになっていた。当郡の郡司には国造以来の伝統的氏族であるに金刺舎人氏と壬生直氏が任命され、在地では大きな勢力を有していたことがうかがわれる(七・一七、別編木簡)。

律令制が裾野市域にも施行されると、当地に居住する人々は駿河郡のいずれかの里に属することとなった。里は五十戸から編成され、里長を一人設置し、軍事・徴税の基本単位とされた。「和名抄」によれば、駿河郡内には柏原・

矢集・子松^{こまつ}・古家^{ふるいえ}・王造^{わうぞう}・横走^{よこそう}・駿河^{すまがは}・山崎^{やまざき}・完人^{くわんにん}・永倉^{えいそう}・宇良^{うら}の十一郷から構成されていた(三九〇四一)。このうちいづれが裾野市域に含まれるか明らかではないが、堅魚木簡に見える郷里名が沿岸部とするならば、古家・宇良・柏原・子松郷は沼津市域の沿岸部に比定され、比定地のほぼ明確な横走(御殿場市内)・玉造・駿河・完人(沼津市内)を除けば、矢集・山崎郷などが可能性として残るが、確実なことは不明である。少なくとも、現在の沼津市域に郡衙や多くの郷里が想定されることからすれば、地形的な問題から、市域内に多くの郷里を比定することはできそうもない。市域内の集落遺跡についても、墨書土器が出土した深良の上原遺跡が九世紀にさかのぼる以外は(資料編考古)、奈良時代の郷と直接に対応する遺跡は発見されていないが、官道である東海道沿いに存在したことが想定される。

租税負担については、全国一律に、租庸調や雑徭^{ぞうりょう}・兵士役などが課されるようになった。公民には口分田が与えられ、最低限の食料は確保されたが、その負担は過重なものであった。とりわけ当地方では、調として荒堅魚が貢納されていたことは荷札木簡から確認される(別編木簡)。一人分の負担量は「十一斤十兩」とされている。兵士役の種類である防人^{ぼんしやう}については、「万葉集」に「駿河国防人部領」に引率された防人の一人に「玉作部広目」の名があり、当郡に玉作郷があることから、当地から徴発された防人であったと推定できる(九)。また、臨時の負担としては、征夷のための軍事的負担が関東・東海地域の諸国には課せられ、革甲の製造(一六)、浪人の移配(二〇)、夷俘^{いぶ}の反乱に備えた兵士の徴発(三二)などがあった。

特殊な負担としては、当地が峠を控えた交通上の要地であることから、「三駅二伝」(横走・永倉・柏原駅、駿河郡・横走の伝馬)が置かれ「駅子四百人・伝子六十人」(二九)とされる負担は、「百姓、ことに重役に苦しむ」(二六)といわれるように重いものであった。平安期には王臣家などによる人馬の強制的な雇用(三二)や駅子の疲弊(三四)が報告さ

れている。このような交通上の要地としての性格を示す史料は多くみられる。すでに、伝説的記述ではあるが「古事記」には倭建命が苦勞して足柄峠を通過したことが記載されており、中央の人々にも当地が交通上の要地であるとともに、難所であるという理解が浸透していたことがうかがわれる。奈良時代になると、官道である東海道には、原則として三十里ごとに駅馬が設置され、郡との連絡には伝馬が用いられた。官道の関所の通過には過所(関所札)が用いられ、駅馬の利用には利用できる頭数が刻まれた駅鈴を掲示しなければならなかった。駅の財源としては駅起田(えきぎ)と駅起稻(えきぎ)があり、駅馬の購入や維持に充てられた。駅馬の飼育や管理は、駅戸から徴発される駅子が担当し、重い負担となっていたため、逃亡する者も多かった。

延暦二十一年(八〇三)、富士山の噴火により東海道の足柄路が不通となり、迂回路として箱根道が採用されたが、翌年には復旧している(二二・二三)。承和七年(八四〇)には、駿河郡の三駅(柏原・永藏・横走)のうち、永藏駅を伊豆国田方郡に遷置したが、これは駿河郡百姓の負担を考慮したものである(二六)。この処置は一時的であつたらしく、貞観六年(八六四)までには、永倉駅の所管は駿河郡にもどつたが、今度は柏原駅を廃止し、富士郡蒲原駅の位置を富士川の東に移動させ、「駅子四百人・伝子六十人」の定数を維持できないほどに疲弊していた駅伝子の負担を軽減している(二九)。柏原駅の廃止は「延喜式」段階まで継承されたらしく、兵部省式には駅馬として長倉駅十疋・横走駅二十疋・伝馬として駿河郡五疋・横走駅五疋と規定されている(三七)。しかしながら、王臣家や国司・公使による駅馬・駅子の強制的な徴発は止まなかつたらしく、寛平六年(八九四)、延喜十四年(九二四)にはこうした行為に対して、禁止令が出されている(三二・三四)。また、天曆十年(九五五)には、将門の乱の経験から、関東地方から暴徒が進入するのを防ぐため横走関・清見関を有する駿河国の国司・郡司らに対して武装が認められた(四二)。やがて、長久元年(一〇四〇)に

なると、交通の妨げになるという理由で駿河・相模・伊豆三か国の関所が廃止されている(四七)。

一方、裾野地域の歴史を語る時に忘れることができないのは、富士山の存在である。富士山は、雄大で均整がとれた山容、山頂に降り積もる雪などが和歌や紀行文など多くの文学作品に表現されてきた。しかし、富士山は山部赤人が詠んだように、いつも穏やかな表情のみをみせていたわけではなく、これまで何回も大噴火をおこし災害をもたらした恐ろしい山でもあった。富士山の噴火が正史で確認される最初の例は天応元年(七六二)で、駿河国からの報告として、富士山の裾野に灰の雨が降り、灰が及んだ地域の植物が枯れたとする(一五)。「万葉集」にも「不_ふ尽_じの高嶺の燃えつつかあらむ(二六五九番歌)」、「布_ふ土_じの高嶺の燃えつつ渡_{わた}れ(二六九七番歌)」、「富士の高嶺の鳴沢の如_{ごと}(三三五八番歌)など富士の火山活動を描写した歌がいくつかある。

以後平安時代末までの間に富士山の噴火が何回あったか、依拠すべき記録が断片的なので正確に知ることはできないが、正史類の記載によれば少なくとも九回の噴火が記載されている。とりわけ、貞観六年(八六四)の噴火は大規模で山梨県側に溶岩流が流れ落ち、本来は一つの湖であった精進湖と西湖がこの時分断されたとある。こうした噴火記事は九世紀には、貞観六年(八六四)の事例を合わせると延暦十九年(八〇〇)・同二十年(八〇一)・承和年中(八三三~八四八)の四回が知られ、十世紀・十一世紀の各二回に比べると活動が活発であった(一八・一九・三〇)。さらに、承平七年(九三七)以後の噴火記事が長保元年(九九〇)の「山焼」、長元五年(一〇三三)の「山火」、永保三年(一〇六三)の「燃焼」などのように比較的簡単に、大規模な溶岩の噴出がなかったと推定されるのに比較しても対照的である(四四・四九)。また、都_{みやこのよしか}良_{よし}香_かが「富士山記」という題で富士山についての山容や伝承を書き著したのは、貞観六年(八六四)の大噴火からそれほど隔たらない元慶元年(八七七)頃であり、延暦と承和の噴火の様子を記録しているのも偶然ではない(三〇)。平安初期にたび

たび発生した激しい噴火やそれに対する周辺住民の畏怖の念、それにとまなう富士山信仰や祭祀の活発化という流れが「富士山記」の記載から読み取れる。なお、文学作品にも富士山の噴火はたびたび記載されているが、これをそのまま史実として利用することには慎重でなければならぬ。たとえば、和歌にはしばしば、「富士山の煙」が詠まれているが、その多くは実際に富士山を観察したうえで詠まれた写実的な歌ではない。貴族が都に居ながら富士山を想像し、類型化した和歌の表現として用いたのである。富士山の煙が「消える」「絶える」「燃える」などの表現は、恋愛感情の比喩として用いたものが大部分を占めている。

(仁藤敦史)

三 中世編

(一) 鎌倉時代

鎌倉時代は治承四年(一一八〇)八月の源頼朝の平家追討の挙兵から、鎌倉幕府滅亡の正慶二・元弘三年(一一三三)五月までとし、本書の編集方針にもとづき、その間の裾野市を含む駿河国駿東郡域に関係する文字史料を収めた。

収載史料の主なものとしては、まず鎌倉幕府の事績を記した「吾妻鏡」があげられる。源平の争乱や承久の乱などの歴史的事件のほか、幕府・将軍家の富士の巻狩など、その収載点数はかなりの数にのぼる。

第二には、各種の軍記物があげられる。源平争乱を記した「平家物語」や「源平盛衰記」、承久の乱や阿野時元の乱にかかわる記載のある「承久記」、また、軍記物とは趣を異にするが、曾我兄弟の仇討ちを記した「曾我物語」などが、その代表的なものである。

第三には、文学作品があげられる。古代より駿東郡域は、京都と関東を結ぶ東海道の道筋で、鎌倉時代にも多くの僧や文人が往来し、「海道記」や「東関紀行」などの紀行文が著されている。また、富士山や浮島ヶ原などの名勝地の存在により、多くの歌人もこの地を訪れており、和歌などを残している。これらの文学作品も多く収載されている。ただし、和歌に関しては、実景歌と考えられるもののみとした。

第四には、葛山景倫関係の史料があげられる。「紀州由良鷲峰開山法燈円明国師之縁起」(口絵1)や「鷲峰開山法燈円明国師行実年譜」、「金剛三昧院文書」などの史料によって、鎌倉時代に登場する葛山氏のなかにおいて景倫は、唯一詳細な動向が確認できる人物である。

以上が鎌倉時代の収載史料の主なものであるが、以下、主だった史料に即して、この時代の概要と特色をみておきたい。

治承四年八月の源頼朝による平家方の山木兼隆攻め(史料番号五九、以下番号のみ記す)に始まる源平の争乱では、まず比定地不詳ながら駿東郡域とも考えられる波志太山での合戦がみられる(六〇)。そのご、富士川の戦いを前に頼朝は、甲斐源氏に黄瀬川への集結を命じ、みずからも黄瀬川に赴き、浮島ヶ原に陣を取っている(七一など)。このように駿東郡域は、源平争乱の初期にあって重要な事件の舞台となっていた。

幕府成立後の駿東郡域は、幕府・将軍家の狩場として利用されていた。愛鷹・富士・箱根山の麓に広がる原野は、藍沢原と呼ばれ、鎌倉時代には狩場として頻繁に登場する。建久四年(二九三)の源頼朝の富士の巻狩(九六)にはじまり、正治二年(二〇〇)の源頼家(一〇五)、嘉禎三年(三三七)の北条経時(一四〇)など、将軍家や北条氏が幾度もここで狩りを行っており、狩りに関する伝承(特に富士の巻狩)もこの地域に数多く残っている。また、この地域には、藍沢屋形と

呼ばれる狩りのための施設と考えられるものがあり(九四)、たびたび行われる狩りに備えての設備が整えられていたことが推測される。また、頼朝による富士の巻狩の時に、有名な曾我兄弟の仇討ち事件も起こっている。伊豆国の豪族河津祐通の子であった曾我祐成・時致兄弟は、父を殺害した工藤祐経を富士野の神野で討ち取った(一〇三)。この事件がのち物語となって流布したものが「曾我物語」(九七など)で、いわゆる曾我物として、後世の文学や芸能に大きな影響を与えた。さて、この狩場としての藍沢原の場所であるが、一般に駿東郡域と考えられるが、その一方で、「伊豆国藍沢原」とみえる史料も存在する(一〇五)。この記載を駿河国の誤記と考えるむきもあるが、南北朝以降に「伊豆国愛沢原」(二三〇)とみえる史料の存在や、現在の三島市(旧伊豆国)佐野に藍の沢という地名がみえることから、単純に誤記とは考えがたい。本書では、一応三島市佐野が駿河国と伊豆国との国境に位置し、駿東郡と接することより、藍沢原が、駿東郡域を越えて伊豆国まで及んでいたと考えている。

鎌倉時代の駿東郡域の地名として、いくつかの荘園の名がみえる。その一つが大岡荘である。まず、源平争乱期に大岡牧で源氏方の加藤光員・景廉が出会っている(六一)。この大岡牧は、「延喜式」にみえる岡野牧を継承したものと考えられており、そのごの史料にみえる大岡荘は、この牧を含んだ地域であったと思われる。さて、この大岡荘は、現在の沼津市岡宮を中心として愛鷹山南西麓一帯と考えられているが、近世の地誌である「駿河記」では、その荘域に富沢・大畑・定林寺(定輪寺)がみえ、一部裾野市域を含んでいたものと思われる。もともとこの地は、平頼盛の所領であったが、平家滅亡により一旦没収され、のち再び頼盛に返還されている(七九)。そのご、八条院領として大岡牧がみえ(九〇)、また、年貢布が京都高山寺に納められている(一一三)。そのごの当地の支配に関しては、南北朝初期の史料に「駿河国大岡庄 秦家法師跡」とみえ(二〇二)、鎌倉末期には北条氏が地頭職を有していたようである。

また、この大岡荘に關係する人物として、牧の方、及びその血縁にあたる牧宗親・大岡時親父子がみえる。このうち大岡時親は、鎌倉時代のある時期に平頼盛に仕え、大岡牧を知行していたという(一〇八)。この他にも時親については、幕府御家人として「吾妻鏡」や「明月記」などにもその活動がみえる(一〇七・一〇九など)。

この大岡荘の他に、伊勢神宮領として大沼藍(鮎)沢御厨がみえる。伊勢神宮の御厨は、その所在地伊勢国三二二カ所以外に全国に所在し、駿河国にも何カ所が存在した。その一つが藍沢御厨であった。建久三年(二五三)に作成された伊勢神宮神領注文(九三)によれば、藍沢御厨は、二宮(伊勢神宮の内宮と外宮)の神領で、神祇権少副(中臣)親広が給主となっている。さてこの藍沢御厨の成立時期であるが、神領注文に「子細見于嘉承・永久 宣旨也」とみえることより、既に十二世紀初頭段階には成立していたと考えられている。しかし、その比定地については、先学の諸研究によってある程度は推定されているが、明確な所在地は確定しえていない。ただ、一般的には、御殿場市東田中を中心とする地域という説が、通説のようである。そして、この藍沢御厨の領域に裾野市域の一部も含まれていたことが嘉暦二年(三三三)の聖禪讓状(一九三)から明らかとなる。そこには「あいさハ御くりやのうち下和田」とみえ、この下和田は、裾野市下和田と考えられるからである。また、前述のように、この御厨地域を含む藍沢原と称された地域が裾野市に及んでいたことや、近世の広域地名の藍沢荘に現在の裾野市の多く地名がみえることなどからも、御厨の領域が裾野市域まで及んでいたことは確実といえる。

次に、鎌倉時代における駿東郡域の特色を示すものとして、交通にかかわる史料がみられることである。古代においてもこの地には、横走駅などが置かれており、東海道(足柄路)の要所であったが、鎌倉幕府の成立により京都と鎌倉の往還が激しくなると、將軍家の京都上洛(一四二)や鎌倉下向(一四六)、「海道記」(二二九など)の作者など、多く

の人々がこの地を往来した。また、鎌倉幕府も文治元年(一一八五)に「駅路之法」を定めるなどして、その整備にあつてゐる。この東海道は、沼津市(車返または黄瀬川)から北上し、裾野市域を通り、御殿場市・小山町を経て、足柄峠を越えるというものであった。ただ、実際の道がこの地域のどの場所を通過していたかは、史料上明らかにはしえない。「宗尊親王鎌倉御下向記」(一五八)には、きせかわ(黄瀬川)↓さの(佐野)↓あゆさわ(鮎沢||藍沢)というルートがみえ、裾野市佐野付近を通過していたことが推察できる程度である。このうち藍沢宿の位置については、御殿場市東田中付近という通説と、「鮎沢竹下御宿」(一四六)という記述から竹之下宿と同一とし、小山町竹之下に比定する説とがある。

駿東郡域の歴史にとってその一つの基軸となるのが、裾野市域を本貫地としたと考えられる葛山氏・大森氏の存在である。鎌倉時代の史料にも「曾我物語」(九九)に「大森・葛山」といった、名前をみることができ。しかし、それらの事績はほとんど明らかでない。そのなかにあって、史料からその事績をある程度詳細にたどることのできる人物が、葛山景倫(願性)である。この景倫については、「金剛三昧院文書」や、景倫と密接な関係にあった無本覚心の一代記である「紀州由良鷲峰山法燈円明国師之縁起」(以下、「縁起」と略す)、同じく覚心の伝記である「鷲峰開山法燈円明国師行実年譜」(以下、「年譜」と略す、史料の性質上「縁起」と「年譜」にはたびたび同様の記述がみえるが、本書では史料収載に際してどちらかを割愛したことがある)などに詳しい。以下、これらの史料から、景倫の動向についてみておきたい。

まず、景倫の系譜としては、「大森葛山系図」(別冊付録「中世系図集」所載三号、以下別冊系図集三号と略記する)に葛山三郎景忠の子としてみえる。また、「雑談集」に「駿河ノ鮎沢ノ一門也」(一八六)とみえ、その出自は、御殿場

市付近を本拠とする藍沢氏の系譜をひき、裾野市葛山を本貫地としていたと推測される。そして、「実朝公之寓直近習」(一三三)・「実朝將軍昵近之旧臣也」(一三四)とあるように、鎌倉幕府三代將軍源実朝の側近として鎌倉に常駐し、幕府に仕えた御家人であったと考えられる。

建保四年(三三)〇、源実朝は渡宋を計画する。自らの渡宋計画は失敗するが、かわりに数名の御家人を宋に遣わすことになった。そのなかの一人が葛山景倫であった(一一四)。しかし、それが実現する前の承久元年(三三)正月、実朝は鎌倉鶴岡八幡宮寺で殺害され、渡宋準備で九州博多津(一三四)の「高野春秋編年輯録」では和歌山の由良湊で計報を聞いたことになっているが、「縁起」や「年譜」、「雑談集」よりここでは博多としておく)にいた景倫は、出家して高野山に登る(一一五)。そして、禅定院(のちの金剛三昧院)初代長老退耕行勇の弟子となり、法名願性を名乗り、以後そこに住することとなる。金剛三昧院は、高野山金剛峯寺の塔頭の一つで、景倫と同様に実朝の死後出家した安達景盛が、実朝と北条氏の菩提を弔うために北条政子に勧めて建立した寺である(「高野春秋編年輯録」では、「任願性于別当職、而如夢告令修造」とあり、願性の建立という説もある)。

金剛三昧院にはいった願性は、同院の雑掌職につく。いつこの職についたのか、具体的にどのような活動をおこなっていたのかなどは不明であるが、文永九年(三三)に老病によりその職を辞する(一六七)まで金剛三昧院の寺務を勤めていた。その一方で、願性は、紀伊国由良荘の地頭職に補任されている。それは、景倫の主君実朝に対する忠誠と高野山での生活の援助のために、北条政子が与えたものであった(一三七など)。こうして由良荘の地頭職をえた願性は、安貞元年(三三)その荘域内に実朝・政子の菩提を弔うために西方寺を建立する(一三三)。その後、正嘉二年(三五)には、無本覚心を開山に招き、真言宗から禅宗に改宗し、寺名も西方興国禅寺(現興国寺)と改めた。無本覚心

は、のち後醍醐天皇から法燈円明国師と追諡された臨濟宗の高僧で、願性とは、「師（無本覚心）与願性成父子契約」（一三三）や覚心の渡宋に願性が助成をする（一六〇）など、親密な関係にあった人物であった。なお、由良荘地頭職について願性は、自分の死後、または血縁者（老母・姉女房駿河局・同子鶴王丸）の死後という条件付きながら、嘉禎二年（二三六）に金剛三昧院への寄進を決意している（二三六など）。この寄進については、「縁起」に「当荘（由良荘）地頭職二割分、半分充寄進金剛三昧院与西方寺」（一三三）とあり、「金剛三昧院文書」にみえる記述とは若干異なる。しかし、結局は、由良荘のうち西方寺及びその寺領を除いた部分が金剛三昧院に寄進され、西方寺は無本覚心に委ねられることとなったようである（一六四）。

このように、金剛三昧院では雑掌として、由良荘では地頭として活動していた願性であるが、建治二年（二七〇）四月二十三日に興国寺の東南の大坊で没した（一七二）。南北朝期の作とされる願性の座像（木像）が、現在興国寺の開山堂に安置されている。

この景倫の他に、鎌倉時代の史料にみえる葛山氏は、承久の乱で幕府軍に従軍した葛山太郎・小次郎（一二二・一二三）、鎌倉鶴岡八幡宮寺の放生会に参列した葛山次郎（一五二）、「北条時宗忌月大斎結番注文」にみえる葛山左衛門尉・六郎兵衛尉（一八七）、「北条貞時十三年忌供養記」にみえる葛山兵衛尉（一九一）などがあげられる。このうち太郎・小次郎・次郎の三名は、諸系図からある程度実名を比定することができるが、他の実名は不詳である。また幕府御障子内で行われた問答を記した「鎌倉殿中間答記録」（一八九）にも、葛山六郎左衛門尉の名がみえるが、そこには執権北条高時、内管領長崎高綱らと並んで名が記されており、この六郎左衛門尉が幕府または北条得宗家の中で重要な位置にいたことを推察させる。

一方、大森氏に関しては、前記の「結番注文」と「供養記」に大森右衛門入道の名がみえるが、実名を比定することはできないし、その実績も不明といわざるをえない。

以上、鎌倉時代の収載史料の概要と特色について記した。

(松崎真吾)

(二) 南北朝・室町時代

南北朝・室町時代の裾野地域の歴史を考える上で、その手がかりとなる市域独自の史料は、予想以上に少ない。従ってここでも駿東郡という郡レヴェルに地名収集の視野を拡げるとともに、鎌倉時代より引き続き、葛山氏の史料に関しては、郡域内の地名の出ない史料をも採録した。なお厳密を期するならば、南北朝・室町時代の史料には、駿東郡なる郡名をいまだ見出だすことはできない。しかしこの時代にも、駿河国の東部、文字どおり駿東郡域とも呼ぶべき地域的な特色は、かなり明確に存在した。そこで南北朝・室町時代という時代区分も、この駿東郡域の歴史に即して設定し、その始期は鎌倉幕府滅亡後、後醍醐天皇による駿東郡域への地頭職補任に求め、終期は、北条早雲が富士下方十二郷をえて興国寺城に入ったと伝えられる、文明末年と考えた。

駿東郡域における南北朝時代は、元弘三年(二三三)、大岡荘・佐野荘(郷か)・泉荘などの北条氏旧領が没収され、その地頭職が新たに補任されたことに幕を開ける(二〇二二・二〇三三)。こうした没収―給与の手続きは、本来国家反逆罪に対する財産刑としての「没官」^{もつかん}に由来し、中世には鎌倉幕府が、これを平家没官領・謀反人^{むへんじん}所帯跡への地頭職補任という独自の国家的システムとしたもので、同様の手続きが鎌倉幕府の滅亡後にもみられるということは、いわば時代の転換期を象徴するものといえるであろう。実際採録した史料にも、はじめの方は南北朝の内乱に関するものが多

い。駿東郡域では、「太平記」「梅松論」など、思想上重要な歴史書(二〇六以下)によって描かれた箱根・竹之下の合戦が名高いが、続いて戰場となった佐野山・佐野原の合戦に関する史料も多く、着到状・知行宛行状・軍忠状の類が多数残されている(二二三～二三〇)。ただこれらの史料では、佐野は多くの場合伊豆国とみえ、現在でも三島市と裾野市の両方に佐野の地名が残っていることに注意しておきたい。佐野は文字どおり国境地帯に立地していたのである。

こうした国境地帯としての駿東郡域の性格は、南北朝時代の駿河国守護の在職徴証からも窺える。暦応元年(三二八)以降今川氏が代々補任される以前には、石塔義房が同国守護であったことが知られる(二二七、なお二〇五段階では守護代、目代か)が、その際に打ち渡された下地は、沼津郷・土狩郷と、いずれも駿東郡域の国衙領であり、国内の他の地域の施行―遵行の史料は残されていない。従って石塔氏の守護職権は、一国全体ではなく分郡レヴェルに留まった可能性が大きい。この周縁的・独立的特色は、これよりのち、裾野市関係史料の柱をなす円覚寺領佐野郷についても当てはまるようである。すなわち同郷の使節遵行が、幕府の施行を受けた守護今川氏ではなく、鎌倉府によってなされている(二五二、二五八、二六二)のである。実際守護今川氏による佐野郷遵行は、半済を返還する応永十一年(二四〇)が初見であって(二七九)、同郷が当初は今川氏の職権に属していなかったことがわかる。さらに、こうして分郡レヴェルの守護設置が予想される駿東郡域の独立的性格を、もう少し大きなエリアで表現したものが、室町時代、永享の乱(永享十年・一三三〇)を控えた国内情勢の不穏に際しての、「山東」半国守護補任(三二六)である。この場合駿東郡ばかりでなく富士郡をも含めて考えることになるが、今川了俊の「難太平記」「群書類従」合戦部所収)にもみえる駿河の半国守護設置は、かなり根の深い東西の区別として南北朝・室町時代を貫いている可能性がある。なお富士

川以東を示す「河東」なる領域表現も、戦国期には顕著な意味を帯びてくることを、ここで先取りしておきたい。

以上の視角をえたところで、次に、この時代に特徴的なくつかの事象ごとに、採録史料のおよその傾向・特色を概観してみたい。

その第一は、やはり大森・葛山氏の動向である。解説にさきだって、史料の採録上、いくつか注意すべき点を述べしておく。まず大森氏に関しては、上杉禪秀の乱(応永二十三年・二四〇以降、相模国に勢力を移すため、明白に小田原城主としての実績と見做されるものは、原則として採らなかつた。これに伴い、小山町乗光寺所在の大森氏歴代の宝篋印塔銘も、すべてを採ることはしなかつた。他方、葛山氏に関しては、武蔵国に所見するものを不採録とした(三三二註(2)参照)。葛山氏を名乗るものとしては、このほか戦国期には富士郡村山三坊の一つ、辻坊葛山氏(不採録)もみえるが、いずれも駿東郡の葛山氏と直接の交渉を示す史料はなく、本宗―庶流の関係も想定しがたい。ただ一方、駿東郡の葛山氏についても、正長元年(二四二)に佐野郷に確認しうる以前には、駿東郡域との関係を直接示すものは残されていないことを、付け加えておく必要がある。

さて、南北朝・室町時代の大森氏の動向で注目すべき点は、上杉禪秀の乱と永享の乱と結城合戦の二度にわたって、鎌倉公方足利持氏(およびその遺児)を擁護していることである。前者の場合、持氏は大森頼春の兄弟箱根別当証実の案内で大森氏の居館(大森山)に落ち延びている(二八八以下)、後者の場合も、大森憲頼・箱根別当実雄兄弟は持氏方として戦っている(三二七以下)。このように大森氏は鎌倉公方との関係が深く、鎌倉府奉公衆であったと推定される。大森氏が佐野郷の年貢を請負い(二七三)、とうちやう当知行(三三三・三三五)していたことも、佐野郷が鎌倉公方足利氏満の「約するところ」によって円覚寺に寄進されている(二五一)ことを踏まえて理解せざるをえないし、実は大森氏以

前に佐野郷に權益を有していた大高氏(二五二・二五七以下)も、やはり鎌倉府の奉公衆であった。

大森氏の発給文書については、円覚寺雲頂庵にも残る(二八二)が、最も多く伝来するのは御殿場市の二岡神社である(三〇三以下)。いずれも上杉禪秀の乱後であるため、同社に寄進する田地も多く相模国の莊郷となっているが、これらの文書のほとんどは、第二次大戦後の内務省における敗戦処理のなかで焼却されたといわれ、現存せず、ここでは東京大学史料編纂所架蔵影写本の「内海文書」によっている。これらは「二岡神社所蔵文書」と表示した一通(三〇五)と、もとは同一史料群である。

一方、葛山氏については、南北朝時代に早くも軍忠を賞する文書の宛所としてその名がみえる(二二九・二四六)。

この内前者は、近年発見されたばかりの新出文書(口絵3)であり、建武四年(三三七)段階で足利直義に従っていたことを裏付ける、特筆すべき史料である。ただ葛山氏の場合、室町時代に入っても独自の発給文書が残されていないという点で、さきの大森氏とは大きく相違している。このため葛山氏については、室町時代の当主の名を確定することさえできないのが現状である。葛山氏が独自に発給した文書の所見は、実に戦国時代を待たねばならなかったのである。

とはいえ、室町時代の葛山氏の動向には決して看過しえないものがあつた。正長元年、幕府によって佐野郷の本領安堵を受けて(三二五)以降、永享年間に入ると、幕府側の文書の宛所に葛山駿河守の名がみえるようになり(三二七・三一九・三二六)、幕府は葛山氏からしばしば関東の情勢についての注進を受けている(三一八・三三〇・三三五)。

このように葛山氏は、幕府との関係が極めて深く、鎌倉府に与した大森氏とは極めて対照的な位置を占めていることになる。鎌倉府が寄進し、大森氏が当知行してきた佐野郷も、幕府の決定によって葛山氏の知行するところとなったわけである。葛山氏はさらに、三つの幕府奉公衆番帳(三三四・三三六・三四〇)の中に名を列ねており、文明年間に

は京都清水寺の再興勸進にも奉加している(三四九)。なお、室町時代の葛山氏関係の史料として、やや変則的ながら、四点の金剛三昧院文書(三〇一・三三三・三三四・三三七)を採録した。これらは、室町時代を通じて高野山金剛三昧院と興国寺(いずれも紀伊国)が同国由良荘をめぐって争っていて、相論の証拠文書に鎌倉時代の葛山景倫(願性)の置文などが挙げられている、というものである。

さて、以上のように大森氏・葛山氏が、それぞれ鎌倉府・幕府と結びついていたことが明らかとなれば、駿東郡域は、単に駿河国と伊豆・相模国との境に立地するのみならず、鎌倉と京という二つの首都の間において、両権力の境目に位置していたとみることできる。鎌倉府―大森氏から幕府―葛山氏の手に移った佐野郷は、まさにこれら両権力の対峙する場であったといえよう。こうして駿東郡域の東西に広がる世界に着目すれば、この地域を考える上で、鎌倉と京を結ぶ東西交通の問題は無視できない。この問題については、すでに鎌倉時代の解説において取り上げられたところであるが、南北朝・室町時代についても断片的に史料が残されているので、以下、第二の特色として簡単に紹介しておきたい。

まず、南北朝の内乱に際しては、さきに触れた竹之下(宿)のほか、間門宿(二三三)や車返宿(二四二)でも合戦が行われ、東海道は諸軍の往来するところとなっていた。ただこの時代には、これら宿の実態は不明であり、鎌倉時代にしばしば見える黄瀬川宿なども、史料的には跡づけられない。また室町末期の京―鎌倉間の宿の次第を記した史料(三四四)においても、駿東郡域ではわずかに車返宿がみえるに過ぎない。しかし人の往来とそれを満たす交通施設が大きく衰退したとも考えられず、この時代にも僧や文人らの紀行、詩歌を通じて、東西交通の一端を窺うことができる。

いまこれを具体的に拾いあげると、宗良親王の「李花和歌集」(二三八)、宗久の「都のつと」(二四五)、義堂周信の「空華集」(二五五)、太田道灌の「平安紀行」(三五〇)、万里集九の「梅花無尽蔵」(三五三以下)、道興の「廻国雜記」(三五八)などがあり、駿東郡域に立ち寄るものが少なくない。これらの中には、浮島ヶ原のように常套的な地名の詠み込まれていることが多いが、室町時代も終盤、文明年間になると、桃園定輪寺・葛山・須山口など、裾野市域内の地名もみられるようになる。なお本書に収載を見合わせたこの時代の和歌集として、南北朝時代の「風雅和歌集」、室町末期の「按察使親長卿家歌合」、「三十番歌合」、「常德院殿御集」などがあるが、これらは駿東郡域の地名を含みながらも、あくまで京都で詠まれ、実景歌とは見做しえないと判断したことを、ここに付記しておきたい。

次に関・渡関係の史料をみてみたい。まず南北朝時代には大森・葛山関があり、康暦二年(三〇)までは円覚寺造営要脚を調達する関所として機能していた(二五六、口絵4)。これら両関所については、他の史料にみえないため実態は不詳であるが、やはり円覚寺造営料所であった佐野郷をもあわせ考えるならば、裾野市域と鎌倉との強い結びつきを示すものと見做しえよう。ただ右の史料は、これら両関に替えて箱根山葦河宿に関を設けるとするものであり、大森・葛山関からの関料の徴収には容易ならぬものがあつたらしい。同時期の佐野郷が、大高氏による年貢請負の押書(あししょ)(二五七)に帰着するまで紛糾したこととあわせ、同地の在地動向の頑強さを物語っていよう。また室町時代に入ると、黄瀬川渡の勸進権を律宗靈山寺(沼津市)が有していたことがみえる(二七七)。この史料によれば、遠江・駿河国の渡は、浜名湖の橋本・天竜川・大井川・富士川と、いずれの場合も、靈山寺の本寺にあたる鎌倉の極楽寺の勸進権に属しており、とすれば、駿東郡域の黄瀬川のみが、いわば例外的に同地の靈山寺に帰属していたことになる。従ってこれは、さきにも述べた駿東郡域の地域的独自性を、端的に示すものといえるであろう。最後にもう一点、室町末期に

は、八幡原関(清水町)が、守護今川氏によって由比氏に安堵されていることがみえる(二四六)。この関所は当史料が初見であり、その来歴については不明である。

さて、以上にみた東西交通の問題は、一方で荘園年貢の輸送など、物流の問題をも含めて考える必要があるが、残念ながら南北朝・室町時代の駿東郡域には、この問題に関わる史料がほとんど全く残されていない。わずかに駿河国内の円覚寺領荘園の年貢が江尻津から鎌倉に海上輸送された、とする史料(永和二年十月二十六日付今川範国書状、「円覚寺文書」)も存在するが、佐野郷年貢までがこの輸送ルートに含まれていたのかどうかについては、江尻津との地理的關係からして、想定しがたいと思われる。一方で駿東郡域の流通の拠点とおぼしき沼津についても、当該時期に関しては全く不明である。

従って、次に第三の特色として取りあげたい南北朝・室町時代の荘園・公領の問題に関しても、描き得る像は甚だ曖昧なものとならざるをえない。すなわち駿東郡域の場合、算用状などの帳簿や荘務の実態を記す史料は一切残されておらず、その多くは、寺社への寄進や所職の給与・安堵など、いわば権利の所在を示すものか、あるいは荘名としての実態を留めず、単なる広域地名に形骸化したものにすぎない。以下、そうした制約のもとではあるが、この時代の駿東郡域の荘園・公領史料を一覧しておきたい。

〔大岡荘〕 二〇二・二五〇・二八六・二八七

二八六は新出史料。二〇二以外はいずれも荘内の寺社別当職に関するもの。そこにみえる大幡寺は裾野市大畑とも考えられるが不詳。なお戦国時代にいたると、「駿東郡大岡庄」のごとくはじめて郡名を冠してみえ、桃園定輪寺

はこれに属する。

〔阿野荘〕 二二八・二八五

いづれも荘内の長寿寺に関するもので、前者には荘内の船津郷・東郷金沢村なる郷名・村名もみえる。なお阿野荘長寿寺領は京都の建仁寺永源庵領である。金沢村はあるいは裾野市金沢とも考えられるが不詳。

〔佐野荘〕 二〇三

他に所見がなく、おそらく佐野郷の誤記であろう。

〔小泉荘〕 二三九

鎌倉時代より、摂関家の氏院氏寺領(法成寺領)としてみえ、近世の地誌類は駿東郡域に比定するが、おそらく富士郡であろう。本書には参考のため採録した。

〔泉荘〕 二〇三・二七二・二八三・二八四・三四六

最後の三四六は確実に駿東郡域の清水町に比定しうるが、それ以前の長慶寺領としてのものは検討を要する。清水町堂庭観音堂のみえる近世の鰐口銘写二八三の註記を参照。

〔金持荘〕 二三三・三一一

鎌倉時代には近江国日吉社領または山城国新日吉社領いまひえ。この時代には実態不詳で、前者は「沢田郷」、後者は「沢田山大中禅寺」に冠せられた、広域地名と化している。前者については、後掲〔沢田郷〕参照。

〔鮎沢御厨〕 二二一・二二二・二三四・二四九・三〇三・三〇五・三三五

伊勢神宮領を書き上げた形式的なもののほか、二岡神社の所在地としてもみえる。なお御厨内の地名として大沓間、

新橋等もみえる。

〔佐野郷〕 二五一～二五四・二五六～二六二・二六八・二七三・二七六・二七九・二八〇・二九三・二九四・三一
三・三二五

既述の通り円覚寺領で、二七九などより、もと国衙領と考えられる。中世裾野地域の中核的存在で、佐野の地名は鎌倉時代から戦国時代にいたるまで、一貫して所見。なお、同じく鎌倉時代以降戦国時代までみえる箱根社領伊豆国佐野郷(三島市)は、当佐野郷に隣接するが、南北朝・室町時代にみえる佐野郷についてはすべて裾野市内のものである。

〔沢田郷〕 二二三・二六三・二七〇・二七一・三二三・三三四

足利直義から伊豆国円成寺に寄進されたとする二二三には「金持庄内」とみえるが、この文書は後世の写で、他の確実な史料では荘名を冠さない。沢田郷に対し金持荘を冠するのは近世の地誌であるから、荘名については後世に挿入された可能性がある。従って当郷の場合も国衙領とみてさしつかえない。なお特筆すべき点として、右のすべてが幕府関係の史料であり、三二三ではさきの佐野郷と並んで所見する。

〔土狩郷〕 二〇四・二〇五・二三七・二四一・二四八

土加利郷とも書く。南北朝時代にみえる郷名で、それ以後にはみえない。もと国衙領と考えられ、足利尊氏から伊豆国三嶋社に寄進された。右はすべて同社に伝わる文書で、ほとんどが遵行に関するものである。

〔得倉郷〕 二二三

説
解

現在の清水町徳倉に比定される。もと国衙領と考えられ、足利尊氏から駿河国内の某社に寄進された。なお箱根社

領伊豆国土倉郷も現在三島市徳倉と書かれるが、当郷とは隣接せず、明らかに別地である。

〔香貫郷〕 二二三

鎌倉時代よりみえる国衙領。右は守護今川氏が正税を松井氏に給与したもの。

〔沼津郷〕 二二七・三五一

いづれも「座右抄」所収。従って同書を編じた曾我氏に同郷を交付・安堵するものとなっている。

〔大平郷〕 三四二

戦国時代以降みえる郷名。右は沼津市の桃源院の所在地としてみえるが、近世の編纂物上の所見であり、室町時代以前の同時代史料には確認できない。ただし戦国時代の三六四によるならば、さきの得倉郷と同程度の由緒を想定することも不可能ではない。

さて、南北朝・室町時代が右にみた荘園・公領制の変質過程であるとするならば、この時代の解説を閉じるにあたって、最後に第四として、荘園・公領制下の地名にみえない新たな市域内地名の登場、という問題を取りあげておきたい。

すでに東西交通の項でもみたように、室町時代も末期になると、それ以前には見出だしえなかった裾野市域内の地名が、断片的ながらも史料に現れるようになってくる。とりわけ紀行・詩歌のように、いわば外からの眼差しによって新たに照射された地名には、旧来からの地名の担う文化・社会とは違った、新たな地域文化・社会の展開が反映されているようである。例えば万里集九が文明十七年（一四七五）に訪れ、宿泊した桃園定輪寺は、康正二年（一四五〇）、同寺開

山住持春屋宗能の石塔銘(三三七)を初見として、その後文明二年(二四〇)には安叟宗楞が同寺に入る(三四五)など、まさに室町後期に登場し、やがて戦国時代には、宗祇の埋葬など当地の主要な舞台となっていくのである。

文明十八年(二四六)、聖護院道興の見出だした須山口(三五八)もまた同様であった。富士登山口としての須山については、戦国時代、大永二年(二五三)の文書が浅間神社に伝わり、また大永四年(二五四)の棟札も現存する。戦国時代の富士山信仰の展開を示す史料上の端緒を、ここに見出だすことができるのである。

またこの時期には熊野那智社の信仰も展開し、文明十年(二四七)にはその檀那として大森・葛山氏の名が(三四八)、さらにこれよりさき長祿二年(二五〇)には、裾野市水窪の渡部氏の名がみえる(三三九)。水窪という市域内地名が、まさにこの時期初めて史料に登場するのである。

それ以前からみえる裾野市域内の地名といえは、すでに取りあげた佐野、大森、葛山が中心であり、やや例外的に鎌倉時代に下和田が、南北朝時代に金沢(前述のごとく市域内地名かどうか要検討)がみえる程度であった。まさに室町末期にいたって、今日の裾野市の地域社会につながる新しい文化が培われてきている、ということが出来るであろう。

以上、南北朝・室町時代の収載史料を通覧して、駿東郡域というエリアの境界的・独立的性格を確認し、さらにその末期に分節化する市域内地名の析出という問題を展望し得たところで、この時代の解説を閉じることにはしたい。

(東島 誠)

(三) 戦国時代

戦国期、群雄割拠して角逐する争乱の縮図が駿東郡域にもあった。頂点をなすのは、葛山氏の光彩と暗転である。その足取りを追うことは、同時に滅びに至る悲惨の道程を検証することでもある。主役は葛山氏であったが、後背に今川・北条・武田氏などが蠢うごめいていた。それは、このそれぞれの場面が、日本史という大きな舞台での史実であったことを示す。

駿東郡域における戦国の幕開けは、長享元年(一四七)であった。この年、後に乱世きょうりゅうの梟雄とも評される北条早雲(伊勢長氏)が、今川氏内紛鎮定の戦功を認められ興国寺城に入城したとされる(三六二)。そして、またたく間に伊豆国を席卷していった。そのごの当地方の激動を暗示するかのようである。

その下限は天正十八年(一五〇)七月末、豊臣秀吉による、早雲後裔の北条氏倒滅の時点である。ともにこの地方の覇を争った今川・武田の両氏はすでになく、北条氏の終焉により、この地域が確実に新たな段階を迎えたのである(九八八)。

この間わずか一世紀余であるが、採録した史料点数は六〇〇点を越え、本書の三分の二近くを占める。それらの一々について説明を加えることはむづかしく、本解説では、その間の軍事的・政治的動向を俯瞰し、その中心的役割を演じたともいえる葛山氏の領域支配の有様について採録史料を摘記しながら明らかにしていきたい。

戦国期、今川氏の支配が、この駿東郡域に及んでいた最初の明徴は、永正九年(一五三)の沼津西光寺宛棟別免除を認めめた氏親朱印状(三九四)である。そのご、天文年間初期に至るまで、氏親(四〇四など)・寿桂尼(氏親後室)(四二〇)・

氏輝(四二九・四三一)の発給文書が散見され、駿東郡南部は、少なくとも今川氏の影響力のもとにあったと考えられる。しかし同時に、今川氏親が、妙海寺に対し諸公事を免除している朱印状(四〇四)に、「葦山殿(北条早雲)如御判」と記されているように、また、氏親の母であり早雲の妹(姉とも)である北川殿の支配・意向が示された史料も随所にみられることから(三八〇・三八一・四〇四・四二〇)、かならずしも今川氏独自の支配領域であったということとはできず、今川氏の客将であったとされる北条早雲が、今川氏から独立して後も、一定の支配権を有していたと思われる、両氏が一体となって支配にあたっていたととらえることができよう。

これに対し郡北部では、氏堯という人物が大永五年(五五)以降、二岡神社(四二二・四一六・四一八)・宝持院(四一三)へ相次いで安堵状などを与えており、一定の権力集中を果たしていたと思われる。この氏堯は戦国期葛山氏の初代であり、二代氏広に相承されたと考えられてきたが、氏堯が葛山姓であった確証はなく、また氏広の名が早く文明年間末年の京都清水寺再興奉加帳(三四九)にみえ、その発給文書も大永四年(五四)に沼津辺りの住人と思われる関孫九郎に出されており(四〇九)、その継承関係の再検討が課題とされる。ところでこの時期、それぞれ領土拡張策をとっていた北条・武田両氏の衝突がみられ、その余波の一場面か、大永六年(五五)六、籠坂峠において、北条方とみられる須走殿・高田一族・葛山氏・御宿氏が、武田氏との合戦により討ち死にしている(四一五)。これが史実であったとすれば、北部において葛山氏のみが領土権力を集中していたとはいえないことになる。

このようにこの時期、郡の南北でその動静は異なり、またその間に著しい相剋があった徴証も認められない。むしろそのこの動乱の状況と比較すれば、相対的に安定した時期であったともいえる。

その画期の年となったのが天文六年(五七)である。前年家督争いに勝利した今川義元は、武田信虎の娘を娶り、早

雲以来の駿相同盟は破れ、ここに駿甲同盟が成立する(四四三)。

この事態に対して北条氏のとった行動は、機敏であった。北条氏は機先を制するように、早雲がかつて今川氏に属し、興国寺城の城主であった由縁からか、旧領回復と称して駿河国に侵攻する。そして、葛山氏を介してと思われるが、富士川より東の駿東郡と、富士郡を、支配下に収める(四四六)。北条氏は当初の目的を達し、ここに攻防は一端終息するが、それは河東一乱と呼称される長い戦いの始まりでしかなかった。この乱以降、駿東郡の情勢は激変する。

天文七年(二五三)に北条氏は沼津妙覚寺の諸役を免除し(四五二)、また天文九年(二五〇)に氏康が桃源院に禁制を下すなど(四五五)、主として郡南部にその徴証がみられ、その影響力を確保していたものと思われる。しかし天文十二年(二五三)四月には、今川義元が、沼津の日枝神社に大岡荘の社領を安堵しており(四六〇)、同地域の情勢は流動的であった。こうして迎えた天文十四年(二五五)九月頃、今川氏は、武田氏と協力して、河東地域の北条氏排撃を企てる(四六五・四六六)。北条氏の重要拠点であった長久保城をめぐる戦いが、攻防の焦点となったが、十一月北条氏は降伏し、開城する(四七〇・四七二)。以降再びこの地域は今川氏の影響下となったと思われる。

子細については後述するが、この戦いで氏広を継承した葛山氏元は北条氏方に属していたと推定される。しかし、天文十五年(二五六)から二十二年にかけて、とりわけ同十九年以降、この地域において幾度も所領や支配権の安堵、諸役の免除などをしており(四九八・五二八など)、同氏の勢力が確実に維持されていたことがみて取れる。とくに、獅子浜を含む郡南端の口野五ヶ村に対する支配は、同氏の支配のあり方を探る好個の史料といえる。

天文二十三年(二五四)、北条氏は再び駿東郡域へ侵攻したが、果たせず、代わってようやく和睦の機が熟した。今川・北条・武田氏は同盟し(五三一)、河東一乱はここに終結する。いわゆる駿相甲三国同盟である。三氏は、各々の

後背が固められたことより、以降、今川氏は三河・尾張国へ、北条氏は関東へ、武田氏は信濃国へと勢力の伸展に努めた。

葛山氏元はこの同盟後、ほぼ郡の全域にわたって多数の安堵状(五四五・五八二など)、裁許状(五七八・五七九など)、沙汰状(五四二・五五一など)を発しており、支配を一層ゆるぎないものとしていた。しかし、永禄三年(一五六〇)、今川義元が織田信長と尾張国桶狭間において戦い、敗死し、また信長がそのご中央制覇へ動き、そして永禄十一年(一五六六)に入京するという全国的な動乱のうねりは、この地域の勢力均衡状況を大きく変えることとなる。

永禄十一年(一五六六)末、海への途を宿望する武田氏が駿河国を侵し、名門今川氏が完全に没落する。この時葛山氏は、瀬名氏と共に今川氏に背き、武田氏を手引きした、とされる(六二五・六三〇)。葛山氏の武田氏への荷担の背景は、必ずしも明確でない。領土的野心という通例の理由の他に、瀬名氏との姻戚関係が契機となったとも考えられる(六一〇など)。

今川氏没落は駿東郡域における力の均衡を覆した。北条氏は機に乗じて再び駿東郡に侵攻し、興国寺城を手中にする。永禄十二年(一五六七)閏五月に北条氏政は、家臣の同域在番の労をねぎらっている(六六六)。後方を堅固にするため、同年、足柄峠へ石工を集結させ(六四四)、足柄城は恐らくこの頃から整備されたと推定される。また、深沢城(あるいは古沢城)も築城された(六七一)。

こうした動向は武田氏との激突を必至とし、とりわけ深沢城をめぐる攻防戦は熾烈を極めた。戦いは永禄十二年(一五六七)六月頃より本格化する(六七七・六八三)。同年十一月には北条氏政が上杉氏に武田氏侵攻を告げ(六九〇)、翌元亀元年(一五七〇)四月には信玄(晴信)が伊豆を窺い(七〇四)、また八月には武田氏が黄瀬川に在陣している(七一三・

七一四)。深沢城を焦点とし、様々な策謀調略が繰り広げられ、しのぎが削られたが、元龜二年(二五二)一月に、武田氏より深沢城内に降伏勧告のための矢文が放たれたとされ(七一九)、程無くして、城主北条綱成は武田氏と和議を結び、開城した(七二四)。これにより北条氏の勢力は一端駿東郡から駆逐された。

ところで今川氏滅亡後、葛山氏は微妙な立場に置かれたようである。葛山氏が期待し、思惑した通りに事態は推移せず、かえって武田氏に意趣を含み、あるいは北条氏と内通したがために、元龜二年(二五二)頃、武田氏に滅されることになる(七八五、七八七)。臨濟寺の僧鉄山宗鈍は、葛山一族が諏訪湖に水没していったと偈(漢詩)に詠み、追悼している(七八四)。

駿東郡域を支配下に収めた武田氏であったが、天正元年(二五三)四月には当主信玄を失った。その死は三年秘せられ、葬儀は天正四年(二五五)四月、甲斐国恵林寺にて執り行われ、御宿友綱がその模様を記したとされる覚書の写が伝えられている(八二二六)。そのあとを継いだ勝頼も勢力の維持に奮闘したが、及ばず、天正十年(二五三)三月、織田信長によって滅ぼされる。

ところで葛山氏は、氏元亡き後、信玄の子で氏元の娘婿となっていた信貞が継いだ(六一四)。そして、信貞も武田氏と運命を共にする(八九五など)。

武田氏の領国を手中にした信長は、この内駿河国を徳川家康の支配に委ねる(九〇二など)。北条氏は足柄城、ならびに伊豆国の韭山・山中の両城を拠点として駿東郡域への侵攻を画策するが、天正十四年(二五五)には、黄瀬川近辺で家康と北条氏政との会面が行われ(九二二六)、これはそのごの両者の微妙な関係の端緒を思わせる出来事といえよう。そして天正十八年(二五七)七月に豊臣秀吉が北条氏を滅ぼすと(九九一)、家康は関東に移封され、代わって秀吉の子飼

いの臣、中村一氏が沼津に入部し、駿東郡域を支配することとなる。

以上のように駿東郡の覇権はめまぐるしく変遷した。次にこうした困難な状況に対峙した葛山氏とは、どのような存在であったのか検討したい。

まず、葛山氏の出自・家系についてであるが葛山氏は、御宿氏や大森氏と一族といわれる(別冊系図集参照)。ただし戦国期全体を通じて同族による一揆的結合は認められない。

戦国期の葛山氏は、従来より氏堯・氏広・氏元の三名が知られている。注目されるのは、それらが血縁関係で相続していないという点である。そこに北条氏との養子縁組など、なお検討すべき問題がある。まず、氏堯であるが、先述したようにいまだにその出自は明らかでない。そもそも葛山氏を名乗った確実な史料的根拠すらない。氏広は、北条早雲の孫(四二七)か子のいずれかとされる。氏元は、「為和集」の頭注に従えば氏広の義弟貞氏の子であるという。すなわち氏広と氏元は非血縁の叔父・甥の関係となる(四八二)。

複雑な継承を、係争地における宿命と理解する向きもある。曲折を経ながら一統を守護しようとした苦渋の姿であろうか。なお、最近紹介された史料によって葛山氏元の家族構成について、ある程度明確にしようようになった(六一〇)。当時の在地領主は生没年すら明確でない者が多いが、当人のみならず、家族についてまでも名前や年齢がわかり、貴重な史料の発見ということになる。

その他に、本書編纂の過程で、葛山氏に関する新出史料を何点か確認し、収載することができた。史料解釈上で様々な難点も含むが、葛山氏と「堀之内」の関係を知る手掛かりとなる五点が、とりわけ重要と思われる。大森氏頼の書状は、故事を多用した独得の文面であるが、北条氏との対立を窺わせるものである(三七三)。また、天正頃の作成

と思われる里見家の書札札も興味深い(八九七)。その他三点の史料(四四八・六六七・八九六)を含め、比較検討することにより、「堀之内」が旧来考えられていたような深良の小字名ではなく、葛山氏の居館地、ないしは葛山氏そのものを指すのではないかと結論づけられる。

次は葛山氏の軍事行動について記しておきたい。争乱の平生であったと思われるが、葛山氏が確実に関わったと実証できる軍事行動は、今のところ四回である。

第一回は、永正十三年(二五〇)に甲斐国に出兵した時である(三九九)。対武田氏をめぐって今川氏と葛山氏に共通の利害があり、共同行動となった。すなわち今川氏は武田氏や斯波氏との対立関係の中で、領国の安定化をめざしたものであり、葛山氏は駿東郡北部への影響力確保・拡大を狙ったことであると思われる。先述した大永六年(二五二)の籠坂峠梨木平での討死記事(四一五)も、この対武田氏との軍事行動の一端であろうか。

第二回は、先にも触れたが、天文十四年(二五五)の長久保城をめぐる今川・北条氏の攻防への参戦である。葛山氏元が配下の戦功を賞していることから(四六七)、この戦いに加わっていたことがわかる。なお、その系譜関係や天文十一年(二五二)七月の氏元の判物に、「小田原家中」とあるので、この時期葛山氏が、北条氏方であったことが認められる(四五七)。その関係はのども変わらず、長久保城攻めの時点でも、北条氏方に属していたととらえられる。

第三回は、天文年間後期以降、永禄三年(二五三)に至る、今川氏の三河・尾張国侵攻に際しての参陣である。その確実な初見は、天文十九年(二五五)で、氏元が獅子浜の植松藤太郎に尾張国出陣の軍役の見返りとして知行を与えていることである(四九九)。

第四回は、先述した永禄十一年(二五五)末以降の武田氏に与同しての、今川氏攻略の戦いである。

これらの軍事行動はいずれも上位権力との関係から、その命令系統に従いなされたものであることはいうまでもない。しかし葛山氏の場合、自身の利害をも独自に判断してという傾向を看取できる。永統的、固定的な主従関係に拘泥せず、軍事行動における実利を基調とした独自性の志向は、葛山氏の重要な特色と思われる。

葛山氏の支配地域は、裾野市葛山を本拠として沼津市から御殿場市周辺にかけてであったと思われる。しかし、武田氏に与同して後の元亀元年(二五〇)の時点では、瀬名氏縁者に富士川渡船の便宜をはかっていたり(七〇一)、あるいは「葛山本領由野(芝川町)」とみえる朱印状が存在するなどして(七一六)、これまで、山本の吉野氏が家臣であっただけの点的関係であった富士郡にまでその支配領域が拡大していたと考えられる。また氏元が、本領から離れた安倍郡・志太郡の領地を家臣に宛行っている事実もあり、武田氏に対しその家臣となることによって一時的にその所領は拡大したといえよう(六五三・六五六)。

次に葛山氏の領域支配の一つといえる検地についてみておきたい。葛山氏の確実な検地事例は四例で、このうち年次が明確なのは天文十年(五二二)と二十一年(五二三)である。郷村単位で実施されたと推定される。

第一例は永禄五年(二五三)の沼津市大泉寺宛の史料に「先辛丑年検地割付以下披見明鏡也」とあり、この辛丑が天文十年(五二二)に当たる(五八二)。

第二例は、天文二十一年(五二三)四月に氏元が相論を裁許し、一方の当事者である獅子浜植松氏に安堵状を与えているが、その中に検地が行われたことを意味する「増」という文言があり、同年以前に実施されたと考えられる(五一一)。

説

第三例は、天文二十一年(五二三)十二月の氏元による佐野郷浅間社への寄進状の中に、「今度検地之増」とあり、こ

の年に佐野郷で実施されたことが確実である(五一九)。なお同検地については、別に検地割付状が残されており(五一八)、この史料の解釈をめぐって近年の戦国期研究において様々な意見が交わされている。例えば、北条・今川両氏の検地との関連性、あるいは、検地によって新たに把握された貫文高の性格について、といった論点が提出されている。

第四例は、弘治三年(一五七)十月に、氏元の宝持院への寺領安堵状が出されており、そこに「地検増分雖有之永除之訖」とみえ、やはり同年以前の実施の可能性が認められる(五四五)。

ところで、これらの検地事例によると、葛山氏の年貢収取、所領給付とともに貫文高である。貫文とは、当時の銭の単位であり、この貫文による収取のシステムが貫高制である。すでにこれまでの研究で北条氏検地においては、全ての事例について貫文高であることが知られている。

一方、今川氏の検地の結果と考えられる所領宛行を検討すると、天文十八年(一五四)から同二十二年(一五五)にかけての、阿野荘井出郷(四九〇・四九六)、同荘石河郷(五二四)、泉郷(五二二)の事例は、いずれも田地が米高、畠地が貫文高となっている。つまりこの地域を含めて、今川氏領国では、米方・代方制(四八四註(3))がとられており、葛山・北条両氏と相違している。

また、葛山氏は「懸銭」を課していることがみえるが(五〇六)、これは北条氏が税制改革の中で導入した付加税である。

以上を勘案すれば、葛山氏の経済政策は、今川氏ではなく、北条氏のそれに相似していたのではないかとの意見に帰着する。

次に葛山氏の交通支配政策についてもみておきたい。今川義元は、天文年間の後期以降三河・尾張国方面に侵攻することにより、自己の守護公権の及ぶ範囲を拡大していく。今川氏はその公権に依拠して、天文二十年（二五）前後に、駿遠三の領国全体に及ぶ伝馬の制度を調えたと考えられる。他方葛山氏は、その時今川氏に与同して尾張国笠寺に在城している（五二七）。葛山氏領内の神山宿の伝馬定が、「荊屋笠寺出陣之時」に定められた（五七九）と記されていることは、葛山氏領内の伝馬制が今川氏のそれと連動し、その権限の内に包摂されていることを示す。そして永祿五年（二五三）の氏元の神山宿についての裁許状は（五七八～五八〇）、解釈上、葛山氏の裁定権の上位に、今川氏のそれを認めるか否かで議論のあるところである。

その他、葛山氏の交通支配で留意すべき点を記せば、まず、「近年之新道」を塞ぐことにより、道者の通行路を限定したり（四二二）、「古沢之市」の振興策の一貫かとも思われるが、諸商人について通行を制約したり（六一七）、というように葛山氏の権力によって、意図的に交通路が整備されていったという側面が指摘できる。

また要所には関所がおかれ（四一六・四七八）、「過書」銭という通行税が徴収されていた。それらは在地の関所の管理者の取り分、葛山氏の納入分、さらに「公方」、すなわち今川氏への上納分といったように、重層的関係のもとにあったことがわかる（五八三）。

以上いくつかの視点から葛山氏の性格を明らかにすべく検討を試みてきたが、これらを総合して結論すれば、葛山氏は、まず自立性の強い領主権力であるといえよう。それが許容された背景として、地理的条件があることはいうまでもない。しかし同時に、自立性を志向しながら今川氏や北条氏、あるいは武田氏と結びつくように、複雑、微妙なバランス感覚の上に成立していた権力でもあった。葛山氏権力の性格については、いまだ研究の途上であるが、これ

説を現時点での帰結としておきたい。それは軋轢と、緊張の日々であったろう。そしてその均衡のわずかな狂いが、極めて直接的に滅亡へと至っていった点に悲劇を感ずることも許されようか。

最後に、この時期の駿東郡域の諸産業に関して触れておきたい。

葛山氏は軋轢師に権利付与し、それに伴う義務としての動員を課している(六〇二)。また、北条氏も軋轢師への棟別役を免除している(六七四)。また、同氏は三島の鋳物師に多々羅(たたら、ふいご)を造らせている(六八八)。石工の活躍もみられる(六四四・六五一・六六一・七七九など)。このように、多様な職人が史料にみられるのも戦国期の特徴といえよう。

獅子浜の植松徳氏所蔵文書にみられる口野五ヶ村の漁民にかかわる史料は、内浦湾固有の建網漁(五八八・七四五・七七五)や網度漁法(五一)が窺われ、領主文書とはいえ、戦国期漁村史料の第一級のものといえる。

農業・農民についていえば、権力者が嚴禁しても(六一三)、耕作を放棄し逃亡する農民の姿がみえる。北条氏はその召返しを命じている(七四三・七八八)が、下層農民の自立の動きを示すものとして貴重である。

以上のような史料を所載して、この地域の戦国期を把握しようとした。

人物・地名が異なっても、戦国の印象を形づくる、ある理念型がある。この解説も、その延長線上のものでしかない。しかしそれは真実の一面である。筆者は十分意を尽くせなかったが、駿東郡域の特性を顕然し、よりリアルな戦国の姿を解明する手掛かりが、本書に懐蔵されていると信じたい。

(伊東誠司・有光友學)

(四) 宗教と文化

最初に、宗教・文化関係史料の註記方法について一点補足しておきたい。それは、寺院は少なからずが転宗を経験しており、宗派の記載は慎重を要する場合もあるが、本書においては原則として現在の宗派にもとづき表記したことである。

さて本項では、まず定輪寺、葛山氏など、裾野地域関係について叙述し、次いで富士信仰、地域外の寺社、さらには芸能、習俗など、周辺に及びたい。

連歌師飯尾宗祇は定輪寺に永眠している。京都や関東(品川の付近か)に草庵も結んだが、越後国に七回、山口に二回など、旅宿の人であった。明応九年(二五〇)七月二十八日、京都の草庵、種玉庵が焼失し、九月頃には越後国に落ち着いている。しかし、文亀二年(二五三)三月(あるいは二月か)には、弟子の宗長、宗碩、宗坡を伴い、美濃国の知人をつたより出立した。一旦関東にめぐったが、途次、上野国伊香保で発病、川越・江戸を経て、七月三十日箱根湯本に到った時には容態いよいよ悪しく、「ながむる月に立ちぞうかるゝ」と静かに吟じつつ、ついに没した。享年八十二歳であった。遺骸は足柄(現在の湖尻峠と推定される付近)を越え、桃園の定輪寺に葬られた。宗祇は平素、松を愛好しており、墓所の目印としてそれを植えてほしいと語り、また、松陰を没後の慰みとしたいと詠じてもいた(「実隆公記」延徳二年(二四九)三月二十三日条参照)。弟子たちは師の意に従い塔婆の傍らに一本を植樹した(二三八二)。初七日頃の夜、宗長・宗碩は亡き師を思い、看経のつれづれに連歌を手向けた(三八三)。

三条西実隆にその訃報がもたらされたのは、九月十六日のことであった。「いふばかりなくあはれ」と歌日記に書留め慨嘆している(三八五)。実隆と宗祇との邂逅は、二十歳を過ぎてほどなくのことであった。実隆は、当初「源氏物語」「伊勢物語」の講釈を宗祇より聴聞していた。しかし三十三歳頃から、「古今和歌集」の語句の解釈に関し、秘

説を特定の人に伝授するための古今伝授の手解を受け始め、文亀元年（二五二）、すなわち宗祇死去の前年、奥義を極め伝授を終え、正統を継承した、とされる。

この脈流は、実隆からその子の公条、孫の実枝と血縁でつながれ、戦国時代屈指の文化人長岡藤孝（細川幽齋）に引き継がれた。豊臣秀吉の小田原攻めに参陣した藤孝は、北条氏降伏直後の七月十五日、箱根湯本にほど近い竹之下で、やはり思いながら詠草している（九八九）。後年、関ヶ原の戦に際し、丹後国田辺に籠城し討死が危惧された時、古今伝授の途絶を避けようと八条宮智仁親王が開城を諭告した、という逸話を残す。

永正六年（二五〇）七月十六日、宗長は丸子を出で、十二月まで関東各地を歴回った。途中、沼津・三島で成した発句には、いづれも松という語句がみえる（三九〇）。

宗祇が埋葬された当時、定輪寺は今川氏の保護を受け、既にこの地域の曹洞宗にとって重要な拠点の一つとなっていたと思われる。文明十七年（二四七）の九月七日、万里集九は庵室のあった美濃国鶴沼を発ち、江戸に向った。太田資長（道灌）の招請に應えてのことである。二十日（あるいは二十一日か）、藤枝、槃脚寺（現在の盤脚院）を訪れ、定輪寺三代住持学甫永富の法弟にあたる老僧が、亡師安叟宗楞の忌日を篤くまつるのに感銘を受け、その姿を賛える偈を謹呈している（三五三）。安叟は定輪寺二代住持で、前年の九月二十二日に遷化したと、同寺に寺伝されている。二十七日にはその定輪寺に到着、さっそく漢詩を作し（三五四）、翌日には永富を讃嘆し、その親交を喜ぶ偈を贈り（三五五）、そして二十九日、同寺を辞去している（三五六）。なお、万里集九を庇護した太田資長は、文武に秀でた名将として知られているが、その教養の一端は、文明十二年（二四〇）黄瀬川で詠まれた和歌にも示されている（三五〇）。また、槃脚寺老僧と永富の共通の師、安叟については、名僧のほどをうかがわせ、大森氏に出自するとの伝がある（三四五）。

しばらくあって、天文二十年(二五二)九月二十一日、今川義元は寺領安堵に関する判物を与えている。宛所には定輪寺とのみあり、人名はない(五〇四)。

そのご、永禄八年(二五五)三月五日に今川氏真が定輪寺長老の存桃に与えた判物によれば、寺内の僧侶の間で、かなり激しい対立があり、事件にも発展したようである。この抗争と、それに関与した三僧の事跡については大変興味深いものがあるが、解説の域を越えるので、詳細は『通史編』などに譲ることとし、最小限の記述に止める。

住持であった宗播は一旦その職を存桃に譲りながら、永禄五年(二五三)以来種々の企てをなし、宗門の裁許に背いて、英賑という僧侶を住持に更改したという。これに対し今川氏は存桃に道理があると認め、譴責のための奉行人を遣わした。英賑は逆上したのか、寺を焼き払おうとし、また、存桃と同じ寺坊に住む近親の僧侶に切りつけた、という。こうした事態を受けて今川氏は、今後いかなる僧侶が訴え出たとしてもこれを認めず、永久に存桃の住持としての権利を保証すると明記し、判物を与えたのである(五九六)。葛山氏元も今川氏の意向に沿った判物を存桃に与えている。ただし、一ヶ月以上後の四月十五日である(五九七)。定輪寺に残る判物の内、在地権力による重層的保証が明確なのは、この時のものだけである。この一件は、単に寺内の個人的な権力闘争というのではなく、背後に宗旨間の対立、上級権力の関与など、複雑な広がりも想定される。

ところで、現在定輪寺に歴代住持の墓塔が並んでおり、それによれば「七代 永禄丁卯(十年) 六月廿二日、

「八代 永禄己巳(十二年) 五月廿九(五)」とも判読可能(日)とある(三三七註(2))。住持名は無い。定輪寺の位牌には、七代明綱英賑の没年月日として、永禄十年(二五七)六月十四日とあり、八代揚天宗播のそれとして、永禄十二年(二五八)十一月三十日とある。同じく過去帳には七代明綱英賑、永禄十年六月二十二日とあり、八代揚天宗播、永禄

十二年五月二十五日とある。つまり、大別すれば、英賑、宗播ともに二通りの命日が伝えられているのである。さらに、宗播は二寺の中興開山ともなっているが、このうち市内の興禅寺は遷化を永禄十二年五月二十五日とし、小山町の興雲寺は同年十一月十日と伝えている。現在ともに定輪寺末である両寺が、開山の忌日を異にするのである。ちなみに英賑は、市内、大日如来の石塔がある寺院としても知られる光明寺(二一八)の、同じく中興開山となっているが、その没年月日は定輪寺の過去帳、卯塔に符合し、永禄十年六月二十二日となっている。四寺とも七代を明綱英賑、八代を揚天宗播とすることは一致している。

さて、先述した史料によれば、住持は明らかに宗播から英賑、あるいは存桃に継承されている。七・八代の順には錯誤があるのではなからうか。それが生じた事由として、両僧の没年月日の順が影響しているのではないかと考えられる。

それにしても、忌日の不一致、歴代住持の錯誤は、寺内の混乱の結果である。しかしその責を史料の文面通りに、宗播・英賑の側に負わせることは妥当ではない。その内容は、存桃の立場を代弁するものである。

宗播・英賑が他寺の中興開山となっている事実は、両僧がむしろ傑出した存在であった可能性を示す。ちなみに存桃はいずれの開山ともなっていない。定輪寺の歴代住持をみてもその例は少ない。

では、中興開山になるとは具体的にどのようなことなのであるか。興禅寺を例にとりたい。臨濟寺の末寺帳に「深良興禅寺」とみえることから、同寺は永禄三年(二五〇)以前のある期間、臨濟宗であったことは確実である。しかし同時にそこには「寺領少」と記されており、かなり困窮していたと捉えられる。駿東郡内で同様の記載がなされている寺院が、その後多く退転している点からもそういえる(五六六)。そして、永禄十二年(二五七)の「臨濟寺領目録」

では、興禪寺の名が消えている(六四一)。したがって、この間に宗播により転宗がなされた可能性が高いのではなからうか。つまり宗播は、疲弊した他宗派の寺院を、曹洞宗のそれとして再興したのである。興雲寺についても似たような推移であったと想定される。そして英賑も同様の仕方では転宗させたと思われる。そこからは、精力的に宗勢の拡大をはかり活動的な宗播と、それに共鳴し従う英賑、という構図が浮かび上がる。あるいは、その外への活動力が、内にあっては他との軋轢を増す一因であったのかもしれない。

なお、これまで宗播は市内か、あるいは小山町か、いずれにしても駿東郡の何処かで没したと考えられてきた。しかし信濃国に、揚天宗播という全く同名の曹洞宗の僧侶がおり、様々な事跡を残していたことを、新たに確認できた。ここではその事実のみを指摘し、子細については『通史編』などに記したい。

定輪寺は、戦国時代にこうした試練の時期を経験したが、そのごも今川氏(七五〇)、武田氏(七七六・八四四)から安堵をうけ、近世以降、市域を代表する名刹として充実していくこととなる。

なお、文責は筆者にあるが、以上の調査を進める過程で、過去帳の閲覧に際してはご住持自身にお調べいただくなど、慎重を期した。

市域内において、定輪寺以外で注目される寺社について記したい。興禪寺については、見落されがちであるが、先に触れた通り、真言宗から曹洞宗に転宗したのではなく、一時期臨済宗であり、その後宗播によって再び転宗され曹洞宗となった。曹洞宗の寺院でありながら、現在でも臨済宗の高僧夢窓疎石の坐像を、宗播のそれとともにまつり、山号が臨済宗天竜寺派の総本山天竜寺と同じ、霊亀山であるのは、恐らくこうした来歴による。

普明寺には、文書二点が伝存されている(四六九・七七一)。この内、年次の新しい史料の方に「見性寺」とみえる。

また、仙年寺には、近隣にある依京寺の縁起の版木が伝えられている(四六一)。近世の作であることは間違いないが、なぜこの時代に仮託されたのかは一考の価値がある。さらに、市域内にあったか、あるいはその周縁であったか確定できないが、南北朝・室町時代に大幡寺とみえる(二五〇・二八六・二八七)。また、「今川家譜」の作者は、今川氏真に会おうと、病を押して旅宿の人となったが、途上、「葛山ノ近所大円寺ノ薬師堂」で伏せり、そこで同書を物したと自ら記している(八二二)。大円寺も現存せず詳らかでない。さらに、須山浅間神社には、武田信虎の立願判物が残る(四〇五)。はなはだ断片的ではあるが、それぞれにその地域の宗教的世界の支柱を形づくっていたと思われる。次に葛山氏の文化と宗教について述べたい。

承久元年(三二九)正月に出家し、願性(生)と法名した葛山景倫については、すでに鎌倉時代の解説に詳しいので、そちらに譲る。

文化活動の中では歌道が注目される。駿府の葛山氏の邸宅で冷泉為和を招き、天文元年(二五三)より(四二四)、同十六年(二五七)にかけて(四八五)、少くとも十二回、歌会が催されている。為和は京都で歌道師範として活動していたが、戦乱を避け駿河国に下向し、今川氏の庇護のもと駿府に居住していた。氏広の歌会は「当座」と記されることがあり(四二七・四二八・四三〇・四三二・四三四)、氏元のそれには「月次会」とみえることから(四三七・四八二・四八三・四八五)、両者の取り組む姿勢には若干の相違があったのかもしれない。また、氏元は歌会の「頭人」を務めることもあった(四三七)。

歌道を修めるといふことは、単に歌に興ずるといふ以上の営為でもあったようである。歌に託し宗教的境涯を感じさせるやりとりがある(四三三)。一方で、為和が、氏広らに旧領回復に関し、内々に相談をもちかける、という卑俗

な関係もあった(四三八)。

葛山邸での歌会がしばらく途絶した後の天文十五年(二五〇)、氏元は、今川氏と同様、冷泉家の歌道に弟子となるべく入門したと思われる(四七六)。途絶の背景としては葛山氏がこの期間、北条氏に属していたからではないかという想定も可能である。そしてその復活は今川氏との関係修復を意味しているのかもしれない。なお、翌年には為和が、氏元の「懇望」に応え、藤原定家自筆の「伊勢物語」を厳密に書写複製している(四八一)。

また、今川氏の行事の一つとして歌会始があり、弘治三年(二五七)正月には、十三日に氏真邸で(五三八)、二十九日には義元邸で催されているが(五四〇)、葛山氏の一族と思われる者も参列している。また、二月二十五日の氏真邸での歌会にも出席している(五四一)。これらの事実は公家の山科言継の日記から知られるが、言継と葛山氏の多少の交流もあったようである(五三四・五三五など)。

宗教に関して言えば、信仰心のほどは定かでないが、文明十一年(二四九)以降のある時期、氏元は清水寺(京都市)再興のために柱を施入している(三四九)。また、口野郷江浦の「浦祭」の費用について指示をしている(五四二)。氏元の夫人が、吉田神社(京都市)の御守を求めていることは、素朴な祈念の表現であろう(六一〇)。

さて、視点を市域から少し拡大したい。

富士信仰は古代以来なされてきたが、それが著しく興隆するのは近世に富士講という信仰形態が浸透して以降である。戦国時代の修験系行者長谷川角行がその開祖とされる。角行のさまざまな事績を可能とした富士信仰の前提が、中世の、特に後期、徐々に形成されたと考えられる。

説 解

明応九年(二五〇)に、富士信仰の道者が多数押し寄せている(二七九)。兵乱の日常にあって、救いを希求してのこと

説
であらうか。

葛山氏は庶民の宗教行動を支配機構の中に取り込もうとし、またそこから利潤を得ようとした。大永年間には、道者の往還に規制を加えており(四二二)、須走に道者関が設けられていた明証がある(五九〇)。その権益は寄進の対象ともなった(四一六)。永禄年間には須走口における今川―葛山―芹沢という支配の流路が認められる(五八三・五九八)。

また今川氏真は、大岡荘において、山中氏に対し、商人らとともに道者の支配を委ねている(六二三)。天正十年(二五三)には、徳川家康家臣酒井忠次と思われる人物が、参陣と引き替えに、須走の「富士参詣」の権益を保証しているが、「郷中」に対して宛てられている点は留意したい(八九八)。

以上、支配者により残された史料によっても、庶民の霊峰富士に対する根強い信仰を看取することができる。

他に庶民信仰としては、熊野那智大社に対するそれが見られるが、断片的であり、どの程度浸透していたかについては検討を要する(三三九・六〇〇など)。

市域外の宗教場で刮目されるのは、法華宗の光長寺である。同寺の由緒記によれば、建治二年(三七〇)の創建である(一一七)。その活動は駿東郡に止まらず、甲斐国にまで及んだ。その様子については「勝山記」に詳しい。

光長寺の僧侶が甲斐国に出向き仏法を講じている事例としては、永正九年(五三)立正寺(三九三)、大永二年(五三)大原(四〇六)、天文二十一年(五五)勝山(五一五)が認められる。とりわけ天文二十一年の説教においては、光長寺本尊の開帳があり、信心篤き人々は、夥しい賽銭を投げ入れ、その額は「カンルイヲ流シ」濡れていたという。

駿東郡には「勝山記」に相当する史料が残存せず、その様子を推し量るより他にないが、恐らく、相似した姿態は

そこここに見受けられたと思われる。

これらから、光長寺がこの地域にある、宗旨を同じくする寺院の拠点となり、広域的活動を展開していた様子を窺い知ることができる。また、そこに日蓮の説いた教えの動態的側面をみる思いがする。

次に、その他本書採録の史料にみえる、市域外の主要な神社について小括したい。なお、多くは貴重な文書を所蔵するので、「出典一覧」をご参照いただきたい。

まず神社であるが、沼津市では、日枝神社が「弘安十一年」と記された絵巻を所有する(一七九)。また、岡宮浅間神社は南北朝・室町時代に、牧御堂、前述の大幡寺とともに別当職が安堵されている(二五〇・二八六・二八七)。さらに愛鷹明神社もある。清水町には清水八幡神社がある。御殿場市の二岡神社に関する記述は、同社所蔵文書とともに、内海文書も参照されたい。なお内海氏は同社の神職を務める。小山町には須走浅間神社がある。

次いで寺院である。沼津市では、まず臨済宗の大中寺を挙げたい。住持の大輝祥暹は、臨済寺の東谷宗杲の膝下にあつて、名僧であつたと推定される(五五三・六一九・七五六・七九五)。他の臨済宗寺院としては、祥雲寺、竜雲寺に留意したい。また、現在は廃寺であるが、南北朝・室町時代に長寿寺とみえる(二二八・二八五)。室町時代には建仁寺(京都市)の末寺で阿野荘に所在したとされ、富士郡との郡境地域のいづれかにあり、臨済宗の寺院であつたことは確実である。

曹洞宗の寺院としては大泉寺、桃源院、霊山寺を所載する。霊山寺は鎌倉時代に真言律宗の寺院としてその名がみえ(一八二・一八四)、少なくとも室町時代の応永年間まで同宗であつたことが認められる(二七七)。

説 解

浄土真宗では大(太)泉寺がある。現在の表記は全く同一であるが、前述の曹洞宗大泉寺が井出にあるのに対し、同

説 寺は東熊堂にあり、別の寺院である。

解 日蓮宗では妙海寺、妙覚寺がある。永禄六年(一五三)のほぼ同時期に、今川氏真が妙海寺に祈禱を願う一方(五八四)、

祖母である寿桂尼は、妙覚寺に妙海寺の相続を命じており、嘱目される(五八五)。

また、法華宗で光長寺末の妙泉寺に対しては、「無縁所」という表現が用いられている(五八七)。

時宗の西光寺は、もと真言宗寺院で弘安年間に転宗したと寺伝されている。西光寺と記された所蔵文書の初見は、永正九年(一五二)である(三九四)。また、「沼津道場」に関する史料も伝存し、その初見は文亀元年(一五〇)である(三八〇・三八一)。

駿東郡北部には本書に関係するような文書を所蔵した寺院が少ない。しかし御殿場市にある曹洞宗の宝持院には着意したい。また、前述二岡神社の神宮寺として、梵篋寺あるいは覚智院とみえる(三〇五・三〇六・三〇九・三一)。
さて次に祭事・芸能について瞥見したい。岡宮浅間神社には「三月三日田」「最勝講田」「四月初午田」「五月五日田」「七月七日田」「十月舍利講田」「御神楽田」等々が今川氏によって認められていた(四三九)。この時期におけるそれらの執行のほどは疑わしいが、その名称が消し去られないところに意味を見出だすことも大切であろう。また、富士山本宮浅間神社では、神事として「風祭(五一六・五四六)や、「鎗流馬(八三三)がみえる。

「勝山記」の筆者は、本寺である光長寺参詣の途次、長沢で、能を見物している。江州より訪れた小猿衆によって演じられていた興行であるが、「言語道断」と賛嘆している(四三三)。多くの人々がともに愉悅していたことであろう。また、猿樂は支配層も愛好するところであった。しかしそれは「妻之衣装」「私宅之造作」などととくに奢侈と意識され、禁戒の対象ともなった(七七七)。

北条氏は氏直の祝言に際して「かたひらの体にて見立よく」とわざわざ命じている(九〇八)。当時の習俗の一端が垣間見える。他方、葬儀については、信玄のそれを記録したとされる覚書の写がある(八二六)。

最後に、戦いのならわしについて若干触れたい。戦乱には命を賭する、厳しい現実であったかもしれない。しかし単に実利によって物事を判じ、人為的に優れた者が勝利すると意識されていたのではない。合戦の習俗とでもいふべき特異な文化が形づくられ、その作法に囚われながら刃が交えられていたように思われる。乱世も徐々に終息に向かおうとする時期、武田氏と北条氏で争われた深沢城をめぐる攻防にそれをみたい。

出陣に際しては「卜筮」によって吉凶が占われた(七〇四)。神慮にかなわんがためであろう。

戦いでは大義名分が高声される。深沢城内に放たれたとされる矢文にはそれがよく示されている(七一九)。人道上の「仁義」に止まらず、天と結び合わされた絶対の正義、「天道」・「天罰冥慮」を主張し、戦場に臨んでいた。それは牽強付会な創作のようにもみえるが、ある規律下に集団で生死の場に赴こうとする時、名分を矜恃しようとする心意は、至極当然のようにも思われる。こうした文言をちりばめた書面が、実際にやり取りされた可能性は少なからずある。しかしその長文は、かえって真実味を減じ、虚ろに響く。

攻防の最終局面、北条氏は危機的状况に陥った深沢城を救うべく、父の氏康が相模国大山寺児捨中に(七二三)、子の氏政が伊豆国三嶋大社に(七二〇)、戦勝祈願している。天祐神助を願う真摯と、神仏をもとり込もうとする打算が混在している。

説

以上記し残した点も多いが、中世における駿東郡域の宗教・文化関係史料に、断片的・皮相的な若干の説明を付し、解説にかえたい。

(伊東誠司)

四 別編・別冊

(一) 出土文字史料

ここでは、考古学的発掘により土中より出土した文字史料を一括して集成した。一般に出土文字史料としては、石や金属に記された金石文、紙の表面に漆が付着して保護された漆紙文書、木片に墨書した木簡、土器に字を書いた墨書土器などがある。しかし、裾野市域から出土した文字史料はわずかに上原遺跡(深良字上原)の「十」と書かれた墨書土器が十数点あるだけなので(墨書土器二〇)、まず木簡について、藤原京・平城京・長岡京など古代都城から出土したものを集成し、駿河郡内から運ばれた貢納物に付された貢進物付札木簡を中心に配列した。次に墨書土器については、旧駿河郡域内の各遺跡から出土したものを遺跡ごとに配列した。

奈良時代における駿河郡地域の生活を知ることができる資料としては貢進物付札木簡が重要である。とりわけ、伊豆国や駿河国からは堅魚(鯉)が代表的な調物として貢進されていた。養老賦役令調絹絶条には「堅魚卅五斤」「煮堅魚廿五斤」、「延喜式」主計上諸国調条には「堅魚九斤(西海道諸国十一斤十兩)」「煮堅魚六斤七兩」とあり、駿河国全体の負担量は「煮堅魚二千一百卅斤十三兩、堅魚二千四百十二斤」とされている。正丁の輸納量に換算すれば堅魚は二百六十八人分、煮堅魚は三百三十一人分となる。ちなみに、実際の負担量「十一斤十兩」と賦役令の「卅五斤」の違いは、大斤と小斤の違いであり、養老雜令度十分条に小三兩を大一兩に換算することが見えるので、同じ重さとなる。木簡の典型的な記載様式は、

・駿河国駿河郡柏原郷小林里戸主若舎人部伊加麻呂戸若舎人部人

・麻呂調荒堅魚十一斤十両 天平七年十月

(木簡一七)

のように「十一斤十両」という重さを記したものと、

・駿河国駿河郡柏原郷小林里戸主若舎人部伊加麻呂戸若舎人部人麻呂調

・荒堅魚六連八節 天平七年十月

(木簡一八)

のように「六連八節」という貢納単位を記したものの二種類が存在した。この場合は、偶然に同一の貢納物に付された二枚の木簡が都まで運ばれたことが確認されるが、駿河郡の場合は二枚ずつ作成されるのが一般的であったらしい。この違いを除けば、堅魚に付せられた木簡の一般的な記載様式は、

駿河国駿河郡○○郷○○里戸主○○戸○○調荒堅魚

十一斤十両(○連○節) ○年○月

という形式になっている。天平宝字年間になると調庸の違期・未進・粗悪などに対処するため、専当国司制せんとうが行われ、専当または主当という納入責任者である国司や郡司の名前を記載した貢進物付札木簡もみられるようになる(木簡五・六)。

説
解
納入の年月日については、「天平七年十月」と記したものが多く、これは養老賦役令調庸物条に都からの距離により納入期限を定めた規定があり、それに基づくものである。すなわち、駿河国は「延喜式」民部上の国郡表に中国とあり、調庸物条には中国は十一月末までに納入することが定められている。「延喜式」主計上には駿河国からの都までの行程は十八日とあり、そのため駿河国内での納入期限は木簡に記載されるように十月であったことが推定され

木簡の大きさについては、鯉という大型の貢納物に付されたため、一般的な付札木簡よりも大型で、三十センチを越えるものが多く、裏面は必ずしも積極的に用いられているわけではない。筆跡については、伊豆国の木簡とは異なり基本的に同一筆跡と考えられるので、ある段階で一括記載されたことが想定される。「荒堅魚」の用字はおよそ天平十八年頃を境にして「鹿堅魚」の用字に変化するが、その理由は明らかでない。また、「堅魚」と「荒堅魚」の表記の区別も存在するが、輸納量が同一であることからすれば、同一貢納物であったと考えられる。おそらく、腐敗を防ぐために煮沸や日炙り・天日乾燥などの加工がなされた生節に近い状態で製品化されたと推定される。これらの木簡記載からは、奈良時代の税制や郷里制などの実態を窺うことができ、さらには先述したようにその氏族名からは大化前代の部民制の様相を復原することができる。

一方、墨書土器とは土器に墨で文字が書かれたものをいう。一般民衆が日常用いる土器に文字を書くようになるのは奈良時代以降の大きな変化である。しかし、一般集落から出土する墨書土器の多くは、一字ないし二字のものが圧倒的に多く、使用される文字も「八十」「大」「天」「万」「富」など吉祥的なものが多く(墨書土器八・一一・一四・二八・三七など)、意味が理解できるものは比較的少ない。すなわち、文字としてよりも記号や呪術的意味が込められて使用されたことが考えられる。集落内のある集団が継続的に同じ文字を土器に使用するという「屋号」的な用いられ方は確認されるが、墨書土器という素材から村落における文字の普及を短絡的に議論することは慎重でなければならぬ。ただ、「厨くりや」(墨書土器二三)「寺」(墨書土器二五・三六)などの文字からそうした施設を周辺に想定することは可能である。

(二) 系 図

ここでは、別冊付録「中世系図集」に採録した系図、またはこれに準ずる史料十一の解説を行う。最初に採録方針を述べておくと、まず第一に、本文編とは異なり、駿東郡域全体に亘る諸家の系図を採ることはせず、大森・葛山氏を中心に、裾野市域に直接関わるものに限った。第二に、戦国時代の駿東郡域を考える上で、この地域を三方から囲む北条・武田・今川の三氏の動向を欠かすことは出来ないで、その系図を収載して利用者への便を図った。その際、これら三氏については、諸異本のうち特に葛山氏に関する記述のあるものを選ぶ、という工夫を凝らした。第三に、系図の掲出にあたっては、原則として本書が対象とする時代・地域に直接関係する部分を抄出する方法を採った。また行位(窀穸線)についても、必ずしも原形にこだわらず、みやすい形に組み改めた。第四に、系図中に、本文編に採録した史料に関わる記述や、逆に通説と異なる記述がみられる場合にも、本文編とは異なり、そのいちいちを註記することはしなかった。第五に、採録系図の記載方法については、本文編と異なり、原典に当らず刊本や謄写本から採録したものについても、これを割書で示した。

以下、採録順に簡単な解説を付す。

〔一〕 大森系図〕

大森氏の系図諸異本のうち、ここでは同氏の氏寺と伝える小山町乗光寺所蔵のものに拠った。同寺には断簡も含めて複数の系図が残るが、ここでは最も記載の詳しい一本を採った。ただし別本には、前欠ながら慶安三年(一六五〇)七月

十一日付で大森(佐久間)頼直が同寺の住持隠叟明逸に宛てた奥書の存在するものもあり、かつそれは本系図よりも古体である。従って本系図の成立はこれより若干降るものと考えられる。なお「続群書類従」本は維康(乗光寺本では惟康)に始まり実頼の子の代(小田原城没落)までを記す簡潔なもので、その三子は顕隆・実円(僧)・定頼である。本系図では実円の替りに泰頼となっており、さきの頼直はこの人物の系譜を引くものとされる。泰頼以降の所伝は「系図纂要」、「寛永諸家系図伝」、「寛政重修諸家譜」にもみえ、さらに「甲斐国志」百十四に関連記事がある。

なお系図中の大森忠季に関して、のち葛山三郎と号したと記す「竹之下藍沢氏家伝」を抄出の上、これに合叙した。
 (二) 乗光寺日牌過去帳

小山町乗光寺の過去帳の一本。同寺所蔵の福山陽堂(一九八四年没)の題辞を有する一本よりも古体である。ここでは、本文編では割愛した小田原入城以後の大森氏についても、中世の年紀を有するものは採録した。

(三) 大森葛山系図

「続群書類従」本は「以水戸浅羽氏本書写、与中山信名本校合」とするが、ここでは浅羽本系図そのものに拠った。なお「続群書類従」にはさらに「大森葛山系図別本二篇」があるが、これは「右大森葛山系図、以中山信名本校合」とされる。別本は冒頭に「大森・葛山・鮎沢・大沼・上野・河合・大原・菅沼・神山・北条・沓間・安野・長沢・御宿・篠葉・黄加野・宮原・岩城・津田・藤曲」の名字を列挙し、(藤原)伊周から系図を始めている。本系図との異同を逐一指摘する余裕はないが、人物の事績記事で、大森氏頼の場合など、本系図よりかなり詳しいものがある一方、明訓に付くべき「前東勝友古和尚」が実雄に付けられている、などの誤写も散見される。

さて、「大森葛山系図」の特色は、何といっても葛山景倫(願性)・駿河局という、鎌倉時代の葛山氏の確実な人名

のみえる、唯一の系図だという点である。ただし景倫(願性)以降の系譜は記されず、戦国時代の氏元・信貞は景倫の従兄弟広重の系譜を引くとされる。また「続群書類従」本では、この系統は広重曾孫の惟宗で止まっており、従って氏元・信貞の記載はない。

なお、「浅羽本系図」では、「大森葛山系図」の直前に「鈴木系図」があり、(井手)重村の娘に「葛山播磨守妻」と記されている。

〔四〕 葛山家譜

後掲「武田源氏一流系図」と同じく、葛山氏元を元氏と誤記する。本文編史料四八二の註記で述べたように、これらの系図の所伝は「為和集」の朱註と関連があるようである。本系図の場合も、元氏(氏元)の兄とされる綱春の母には、冷泉為和の娘と記されている。なお、おそらく史料六一四は、これらの系図にからんで作られたものであろう。

また、本系図冒頭の家紋の記事は「長倉追罰記」(三三二)にみえるもので、その註(15)で述べたように、長倉合戦においてなぜ葛山備中守が足利持氏に与しているのかという疑問も、本系図では整合的に説明可能となっている点が目される。ただ太原崇孚と氏元とを兄弟に仮託したり、古くは維重を「吾妻鏡」所見の中四郎に比定する(四六一註(11)参照)、などの問題も含まれており、今後本格的な研究の待たれる系図であるといえよう。

〔五〕 仙年寺過去帳

原題は「当寺代々上人過去帳徳川家・葛山家過去帳」。ただし本書では、「開山文蓮社隆誉上人光岡大和尚文明十一年(1474)七月朔日以之」から三十六世にいたる「当寺開山代々上人次記」、および「天下代々尊号」は省略し、「葛山殿系図」のみを収めた。

解 説
なお、仙年寺と葛山氏の関係については、史料四六一参照。

家紋の記載、「吾妻鏡」との関連など、さきの「葛山家譜」との共通点があるが、武田晴信(信玄)の子信貞の養父の名は惟長となっている。また鎌倉時代に遡ると、惟重の父は、「吾妻鏡」に所見する永江藏人大中臣頼隆に改称したとする点では「葛山家譜」と共通するが、その初名は維正ではなく頼惟としている。なお葛山氏に関して、信貞以外に一次史料で確認できる名は、特にみえないようである。

〔七 北条系図〕

文化九年(二八三)、間宮土信の編纂にかかる「小田原編年録」首卷上所収。北条氏綱の舎弟が葛山殿と呼ばれたことは史料四五二に明らかであるが、氏時・長綱・氏広のいずれかをめぐって従来見解の相違がある。本系図によれば氏時・長綱の両者が葛山氏を名乗ったことになっているが、史料四二七に従えば、この氏時の所伝は氏時の子(氏広)の事績の誤認であるとも考えられる。他方、長綱については、一次史料ではないものの史料四六五・六九二が挙げられる。しかしながら本系図には氏綱の弟として氏広の名はみえず、古くは史料三四九の段階で葛山姓を称していることから、氏広と北条氏の関係にはなお検討を要する。

〔八 武田源氏一流系図〕

参考として北条―葛山氏の系譜をも掲げる武田氏の系図。前述のごとく「為和集」の朱註と関連が深い。葛山氏元を元氏とするが、さきの「葛山家譜」とは異なり北条氏時の孫に比定する。また葛山信貞は、武田晴信(信玄)の子としてみえる一方、油川信恵の子としてみえ、二重に記載されている。なお晴信の子信貞を義久と記す異本として、「統群書類従」本「両武田系図」ほか数本がある。

さらに、本系図とほぼ同内容の「統群書類従」本「武田系図」では、信貞子(晴信孫)として、本系図にみえない貞友を載せ、「随御宿越前政友在大坂之役、後遊事黒田忠之朝臣、剃髮号葛山信哲斎、延宝元年(一六五三)月日病死、八十有餘、」とする。

〔九 今川系図〕

葛山為篤の書と伝える今川氏の系図。原題では「今川家譜」とするが、同名の戦記と区別する意味で「今川系図」と呼称した。「今川記」の巻末に所収されるが、「統群書類従」本にない奥書解題と、これに対する批判的校註が興味深い。奥書の筆者秦鼎(滄浪)は、尾張国の人で、内閣文庫にはその著「一宵話」(一冊)・「眠睡雜史」(八冊)を蔵する。後者には天保十一年(一八四〇)冬十一月、平田篤胤の奥書がある。また享和二年(一八〇二)四月序の「義士書簡」(東京大学史料編纂所架蔵謄写本)の著者としても知られる。なお、寓岩信好の校註に「此系図行位紛らしく」とあるが、本書に収載するにあたっては、みやすく組み改めている。

ところで、戦記としての「今川家譜」とほぼ同文の「今川記」(三二八註(1)参照)では、巻頭に本系図とは別の「今川系図」がおかれる。この系図では、政勝(源五郎十右衛門)の事績記事に「母葛山備中女、天正九年奉仕、」とみえる。

〔一〇 有井高田系図〕

裾野市公文名の有井家に伝わる系図。原題は「湊家之系図」。中世の北奥羽・蝦夷島に盤踞した安東氏の末裔と称する。本系図を東京大学史料編纂所架蔵影写本「下国系図」所収の安東氏系図と比較すると、安東貞季の二男西関安東二郎鹿季の系統において、宗季の子としては宣季がみえるのみであるが、本系図では宣季の兄弟として広東を仮託する。広東は生国を出て越後国高田(新潟県上越市)に三年居し、そのご駿東郡の公文名に來たため高田武士と言われ、

同地の有井將監光秀の養子となって家督を継いだとされる。以後有井と高田を併用したようで、系図は近代にいたる。ただ、広東の訪れたという公文名は、中世の荘園制に語源を有する近世地名であり、実際には中世史料にはみえない。ところで、蝦夷の系譜を主張する安東氏にその祖を求めるとしては、江戸時代、松前藩家臣の下国家や奥州三春藩主秋田家等が有名であり、正統としての神武と異端としての安日王あひびの交錯の中に、系譜作成意識を窺うことができるものとして、注目されている。なお、下国家・秋田家の場合は貞季四男の潮瀉安東四郎道貞の末裔を称するが、本系図では、さきにも述べたように二男西関安東二郎鹿季の末裔を称している。

〔二一〕 高田氏歴代伝記

原題は「高田氏重代之旧記」。子が父の伝記を記すという形式を取る。駿東郡域に居した高田氏の確実な史料上の初見は、大永六年の「勝山記」であり、史料四一五の註(6)を参照されたい。ただし、本来駿東郡に居たとされる有井氏自身は、天正十年の史料九〇〇が初見である。この有井氏は清和源氏を称し、従って有井高田氏としては、「氏者源氏・安倍氏両派也」という系譜認識を示しているのが興味深い。

さらに本伝記には、近世以後に帰すべき記事も多いが、一方で現在は散失してしまっている中世の貴重な情報も得られる。例えば有井將監光秀伝記にみえる大幡寺は、南北朝・室町時代において、史料二五〇・二八六・二八七という一連の、かつ確実な史料に所見するにもかかわらず、他の史料には全くみえない、というものである。

以上、簡略ながら別冊系図集の解説とする。解説にあたっては、『小山町史』第一巻を参照した。(東島 誠)